

# 平成27年度決算

## 補助金支出一覧

本一覧は、一般会計、政令等特別会計のすべての〔細節〕補助金、〔細節〕児童生徒就学費補助金、〔細節〕奨学費補助金、〔細節〕信用保証協会補助金、〔細節〕利子補給金について掲載している。

なお、公益財団法人は(公財)、一般財団法人は(一財)、公益社団法人は(公社)、一般社団法人は(一社)、株式会社は(株)、有限会社は(有)、合同会社は(同)、社会福祉法人は(社福)、NPO法人は(特非)、独立行政法人は(独)、学校法人は(学)、大学法人は(大)、宗教法人は(宗)、医療法人は(医)と表記している。

# 大阪市



補助金支出一覧(平成27年度決算)

(一般会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                      | 支出名称                         | 支出先                    | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的   | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|--------------------------|------------------------------|------------------------|------------------|-------------|-------------|--|---|------------|--------------------|
| 危機管理室<br>危機管理課           | 大規模地下空間浸水<br>対策事業費助成金        | 阪急不動産(株) 等             | 8,000,000        | 2,370,000   | 0           | 大規模な浸水実績がある大阪駅周辺地区において、内水氾濫に対する地下空間の浸水対策を促進するため、地下街や接続ビルの出入り口に止水板を設置する施設管理者に対して補助を行うことにより、大規模地下空間の水害時の安全性の確保を図る                          | 大阪駅周辺地区において内水氾濫によって浸水のおそれがある出入り口に止水板を設置する地下街や接続ビルの管理者に対して、止水板設置工事に要する経費の2/3を補助する(補助上限:200万円/1ヵ所)  | H27        | H28                |
| 経済戦略局<br>総務部総務課          | 公立大学法人大阪市<br>立大学施設整備費補<br>助金 | (大)大阪市立大学              | 485,657,000      | 418,139,280 | 32,205,000  | 安定的かつ市政に貢献する大学運営に資するため、地方独立行政法人法第27条第1項の規定により法人が定める年度計画に基づく大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する公立大学法人大阪市立大学に対して補助を行うことにより、大阪市立大学における教育・研究・地域貢献活動の推進を図る | 大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する公立大学法人大阪市立大学に対して、当該事業の実施に要する経費(工事費等)の10/10に相当する額を上限として補助する  | H21        | H27                |
| 経済戦略局<br>文化部文化課          | 芸術活動振興事業助<br>成金              | (公社)大阪フィル<br>ハーモニー協会 等 | 60,074,000       | 57,007,000  | 20,264,000  | 芸術活動の水準向上と発展を図るとともに市民の文化・芸術の振興を図るため、文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対して補助を行うことにより市民に芸術にふれる機会を提供する                                   | 文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対し、芸術活動に要する会場費等の経費の一部を補助する<br>【一般助成】<br>補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:20万円<br>【特別助成】<br>補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:400万円<br>①都市魅力特別助成<br>大阪の都市魅力創造・向上・発信に資することが期待される芸術活動に対し助成<br>②大阪文化力向上特別助成<br>大阪の文化力向上・発信に資することが期待される芸術活動に対し助成<br>③上方古典芸能特別助成<br>上方古典芸能を広く発信することが期待される芸術活動に対し助成<br>※②・③については、市民または市内に主たる事業所をもつ団体のみ申請可能 | H4         | H29                |
| 経済戦略局<br>文化部文化課          | 芸術・文化団体サ<br>ポート事業助成金         | (一社)大阪市音楽団<br>等        | 4,750,000        | 8,820,000   | 0           | ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者があらかじめ登録された芸術・文化団体を選んで本市へ寄附を行い、その寄附金を財源として当該団体に補助を実施することにより、寄附文化の醸成を図るとともに芸術・文化団体の活動促進を図り、民間の力を最大限に生かす「文化自由都市、大阪」をめざす   | あらかじめ募集・登録された市内を拠点として活動する公益社団・公益財団法人、認定NPO法人、認証NPO法人などの芸術・文化団体の活動に対して、寄附金を募集し、その寄附金の範囲内で当該団体の活動に要する事業費・管理費等の経費を補助する   | H27        | H29                |
| 経済戦略局<br>スポーツ部<br>スポーツ課  | 競技力向上事業補助<br>金               | (一財)大阪陸上競技<br>協会 等     | 9,292,000        | 7,837,444   | 7,465,313   | 競技大会の開催・指導者育成事業の実施等、競技力向上の取り組みを行う団体に対し補助を行うことで、賑わいづくりとスポーツ振興の相乗効果によりスポーツによる都市魅力の創出を図る  | 本市競技施設などを活用し、競技大会の開催等、総合的に競技力の向上を図る事業を実施する団体に対して、事業の実施に要する借料・使用料等の経費を1/2以内で補助する<br>(補助上限)<br>国体種目・オリンピック種目:550千円<br>その他の種目:225千円  | H24        | H29                |
| 経済戦略局<br>立地推進部<br>立地推進担当 | 企業等立地促進助成<br>金               | パナソニック(株)              | 242,000,000      | 242,000,000 | 414,039,000 | 環境・エネルギー産業や医療・健康分野など重点産業分野における有望企業の国内外からの誘致を推進するとともに、在阪企業等の市内再投資を促進するため、市内に新たな事業所を開設する企業等に対して補助を行うことにより、大阪経済の活性化と雇用の促進を図る                | 市内に新たな事業所を建設して開設する重点産業分野の企業等に対して、開設に要する建設費等の一部を補助する<br>※新規受付は平成23年度で停止<br>〔大型特例〕重点産業分野の中でも特に成長が見込まれる産業分野で大規模先端工場を「産業集積促進地域」(住之江区平林北地区)に建設して開設する場合には、建設等にかかる経費の一部を大阪府と協調して助成する(補助率:5%、補助上限:30億円)   | H16        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                             | 支出名称                   | 支出先                   | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|---------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------|------------|------------|---|---|------------|--------------------|
| 経済戦略局<br>立地推進部<br>イノベーション<br>担当 | イノベーション創出<br>支援補助金     | (大)大阪市立大学<br>等        | 11,400,000       | 10,919,000 | 7,933,000  | 大学の保有する研究・技術シーズをもとにした、実証<br>実験など実用化に向けた取組みを行う大学に対して、<br>補助を行うことにより、本市の経済成長及びイノベー<br>ション創出に寄与することを目的とする  | 大学が有する優れた研究・技術シーズを対象とし、実証<br>実験など実用化に向けた取組みを行う大学に対して、研<br>究開発に要する材料費等の経費を1/2以内で補助する(補<br>助上限:200万円)   | H23        | H29                |
| 経済戦略局<br>立地推進部<br>国際担当          | 姉妹都市交流推進事<br>業補助金      | 大阪市青少年国際交<br>流協議会 等   | 1,982,000        | 1,652,000  | 1,921,000  | 本市がこれまで培ってきた姉妹都市ネットワークにお<br>ける友好関係維持及び活用のため、姉妹都市交流事業<br>を実施する国際交流団体・NPO法人・市民ボラン<br>ティア団体等に対して補助を行うことにより、姉妹都<br>市との交流を広く市民と共有し、市民の自主的・自発<br>的な交流の促進を図る | 姉妹都市交流事業を実施する国際交流団体・NPO法<br>人・市民ボランティア団体等に対して、事業に要する旅<br>費交通費、会場使用料及び筆耕翻訳料等の経費を1/2以<br>内で補助する<br>(補助対象者・補助上限)<br>①ステップアップ枠 補助上限:100万円<br>姉妹都市交流事業を開始して3年超の団体<br>②スタートアップ枠 補助上限:10万円<br>姉妹都市交流事業を開始して3年以内の団体   | H24        | H29                |
| 経済戦略局<br>立地推進部<br>国際担当          | A T C 公共的空間整<br>備事業補助金 | アジア太平洋トラ<br>ードセンター(株) | 13,983,000       | 13,664,000 | 13,587,000 | 市民の憩いの場として利用されるオズパーク(海浜公<br>園)の公共性及びコスモスクエア地区への集客力向上の<br>ため、施設を管理運営する事業者に対して補助を行う<br>ことにより、公共の福祉の増進及び地域経済の活性化<br>を図る                                  | オズパーク(海浜公園)を管理運営する事業者に対して、<br>施設管理運営に要する警備費、清掃費等及び修繕費等の<br>経費を1/2以内で補助する  | H6         | H27                |
| 経済戦略局<br>産業振興部<br>地域産業課         | 商店街等活性化支援<br>事業補助金     | 宗右衛門町商店街振<br>興組合 等    | 3,236,000        | 3,174,000  | 2,699,000  | 社会的・公共的役割を果たすとともに新たな魅力づく<br>りのため、中長期的な観点により知恵と工夫を活かし<br>て活性化に向けた活動を実施する商店街等に対して補<br>助を行うことにより、地域経済の振興発展を図る  | 活性化に向けて取り組む各種事業を実施する市内商店街<br>または小売市場等に対して、事業に要する広告宣伝費等<br>の経費の一部を補助する<br>(補助対象事業・補助基準)<br>①基本事業 補助率:1/3以内、補助上限:100万円<br>②少子高齢化に対する社会課題対応モデル事業<br>補助率:1/2以内、補助上限:200万円※<br>※初期経費分100万円、運営経費分100万円<br>③商店街等における外国人観光客受入促進事業<br>・案内モニター設置支援事業<br>(新規)補助率:1/2以内、補助上限:200万円<br>(増設・更新)補助率:1/2以内、補助上限:50万円<br>・商店街マップ制作支援事業<br>補助率:1/2以内、補助上限:100万円 | H19        | H27                |
| 経済戦略局<br>産業振興部<br>地域産業課         | 商店街共同施設等整<br>備支援事業補助金  | 肥後橋商店街振興組<br>合 等      | 21,049,000       | 19,885,000 | 0          | 社会的・公共的役割を果たすとともに新たな魅力づく<br>りのため、中長期的な観点により知恵と工夫を活かし<br>て施設等の整備を実施する商店街等に対して補助を行<br>うことにより、地域経済の振興発展を図る   | 活性化に向けて施設等の整備を実施する市内商店街また<br>は小売市場等に対して、事業に要する工事代金等の経費<br>の一部を補助する<br>(補助対象事業・補助基準)<br>・アーケード、街路灯等の新規、補修事業<br>(新規)補助率:1/4以内、補助上限:1,000万円※<br>※商店街コミュニティ施設及び小売市場の設備は上限<br>500万円<br>(補修)補助率:1/5以内、補助上限:500万円※<br>※商店街コミュニティ施設及び小売市場の設備は上限<br>250万円<br>・オープンモール化 補助率:1/2以内、補助上限:2,000<br>万円  | H5         | H27                |
| 経済戦略局<br>産業振興部<br>地域産業課         | 水源対策事業補助金              | 大阪市瓜破土地区改良<br>区 等     | 3,200,000        | 2,490,000  | 2,952,000  | 生産緑地地区内農地において安定的に農業用水を確保<br>するため、農業用井戸施設の新設または改良事業を実<br>施する農業他団体等に対して補助を行うことにより、<br>貴重な自然・緑地空間として、生産機能だけでなく、<br>環境保全や防災などの多面的な役割を担う農地の保全<br>を図る       | 生産緑地地区内農地において農業用井戸及びこれに付属<br>する施設の新設または改良事業を実施する農業団体等<br>に対して事業に要する工事代金等の経費の1/2以内を補助<br>する(補助上限:130万円)  | S33        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                               | 支出名称  | 支出先                           | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的   | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-----------------------------------|---|-------------------------------|------------------|-------------|-------------|--|--|------------|--------------------|
| 経済戦略局<br>産業振興部<br>企業支援課           | 大阪市中小企業制度<br>融資代位弁済補助金                        | 大阪信用保証協会                      | 569,000,000      | 508,586,733 | 687,718,472 | 大阪市中小企業制度融資の実施による信用保証協会の負担軽減のため、大阪信用保証協会に対して補助を実施することにより、市内中小企業の資金調達の円滑化を図り、その振興・発展をもって大阪経済の活性化に資する            | 大阪市中小企業制度融資にかかる代位弁済を行った大阪信用保証協会に対して、代位弁済額を85～95%((株)日本政策金融公庫の保険金(代位弁済額の約70～90%)相当額を予め差し引いた額)の範囲内で補助する  | S17        | H29                |
| 総務局<br>行政部総務課                     | 北方領土返還運動推<br>進大阪府民会議補助<br>金                   | 北方領土返還運動推<br>進大阪府民会議          | 180,000          | 180,000     | 180,000     | 北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還に関する各種広報、啓発活動等を実施する北方領土返還運動推進大阪府民会議に対して補助を実施することにより、北方領土返還運動の推進を図る | 北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動に要する啓発物品等の経費について、当該経費の1/2を上限として補助する  | S57        | H27                |
| 市民局<br>総務部総務課                     | 地域集会施設改修整<br>備補助金                             | 加島・三津屋地区文<br>化センター運営委員<br>会 等 | 8,800,000        | 4,451,000   | 1,990,000   | おおむね小学校区の地域住民団体により管理運営される地域集会施設の老朽化等によって行う改修・補修もしくは整備に要する経費を補助することにより、地域活動拠点としての継続利用を図る                        | 地域住民団体により管理運営される地域集会施設の改修・補修の際に要する経費の一部を補助する<br>・補助対象事業<br>(1)雨漏り関連工事<br>(2)腐食による補修工事<br>(3)外構の改修工事<br>(4)電気・給排水・衛生・ガス・空調関連工事<br>(5)その他関係各庁の立入検査等により指摘を受け改善が必要と認められる設備改善工事<br>・補助率:1/2(補助上限:110万円) | H2         | H28                |
| 市民局<br>ダイバーシティ<br>推進室<br>雇用・勤労施策課 | 就職困難者等の就職<br>に向けた支援が必要<br>な人に対する就業支<br>援事業補助金 | (一社)おおさか人材<br>雇用開発人権セン<br>ター  | 2,680,000        | 2,680,000   | 2,680,000   | 就職に向けた支援が必要な人が雇用・就労に結びつきにくい状況の中で、本市施策を補充するものとして、就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する事業に対して補助する                     | 就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する対象事業に対して補助<br>・補助対象事業<br>(1)人材開発・養成事業<br>(2)就職マッチング事業<br>(3)情報発信・研究開発事業<br>・補助率:1/2  | H14        | H29                |
| 市民局<br>区政支援室<br>地域力担当             | 市民活動推進助成事<br>業補助金                             | (特非)イー・ビーイ<br>ング 等            | 2,433,000        | 2,297,000   | 2,207,000   | 市民活動を実施する市民活動団体に対して補助を行うことにより、団体の活動促進とともに、市民の寄附を通じた社会参加を促進し、自立的な市民活動の推進を図る                                     | 区政推進基金を活用し、市民活動団体の公益的な活動に対し補助する<br>・補助対象事業<br>特定非営利活動促進法における活動分野で、補助対象団体が行う公益的な事業として市長が認定した事業<br>・補助率:1/2  | H19        | H27                |
| 市民局<br>区政支援室<br>市民活動支援担当          | 大阪市保護司会連絡<br>協議会(犯罪予防活動<br>事業)補助金             | 大阪市保護司会連絡<br>協議会              | 522,000          | 522,000     | 522,000     | 保護司会による犯罪予防活動の推進強化にかかる事業に対し補助を行うことにより、安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする   | 保護司会が実施する街頭での一斉行動など犯罪予防活動事業について補助を行う<br>・補助対象事業<br>防犯・暴力追放運動の支援事業<br>・補助率:1/2  | H20        | H27                |
| 市民局<br>区政支援室<br>市民活動支援担当          | 大阪府防犯協会連合<br>会に対する補助金                         | (公社)大阪府防犯協<br>会連合会            | 3,000,000        | 2,652,125   | 3,233,703   | 大阪市内における防犯意識の高揚を図るために連合会が実施する地域安全運動等の事業に対し補助を行うことにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを促進する                                     | (公社)大阪府防犯協会連合会の実施する対象事業について、補助を行う<br>・補助対象事業<br>「地域安全活動」事業<br>・補助率:1/2   | S30        | H29                |
| 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課             | 鉄道安全性向上事業<br>費補助金(鉄道駅耐震<br>補強事業費補助金)          | 南海電気鉄道(株)<br>等                | 68,583,000       | 62,421,285  | 69,349,505  | 鉄道駅耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、主要な鉄道駅の耐震補強の促進を図ることを目的とする                         | 今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急実施を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)が行う耐震補強に要した本工事、付帯工事費に対して、国等と協調し補助金1/6以内を交付する  | H19        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                     | 支出名称   | 支出先             | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的  | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-------------------------|--|-----------------|------------------|-------------|-------------|---|--|------------|--------------------|
| 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | 鉄道安全性向上事業<br>費補助金(鉄道にお<br>ける南海トラフ地震<br>対策促進事業) | 近畿日本鉄道(株)<br>等  | 12,334,000       | 11,930,197  | 0           | 鉄道施設の耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道<br>経営者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部<br>を本市が補助することにより、新たに対象となった民<br>間鉄道施設(高架橋・橋りょう等)の耐震補強対策を促<br>進し、もって、鉄道利用者や高架下の歩行者などの市<br>民生活の安全・安心の確保を図ることを目的とする   | 今後発生が予測される大規模地震に備え、高架橋・橋梁<br>等の民間鉄道施設について、国の耐震基準に基づき耐震<br>補強の緊急実施を図る事業に対して、耐震補強に要した<br>本工事、付帯工事費について、国等と協調し補助金1/6<br>以内を交付する   | H27        | H29                |
| 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | 鉄道安全性向上事業<br>費補助金(地下駅にお<br>ける浸水対策促進事<br>業)     | 阪神電気鉄道(株)       | 10,000,000       | 8,856,500   | 0           | 地下駅の浸水対策事業を行う鉄道事業者(JRを除く)<br>に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助するこ<br>とにより、民間鉄道の地下駅の浸水対策を促進し、<br>もって、市民の安全・安心の確保を図ることを目的と<br>する  | 大阪市地域防災計画に定めるハザードマップを踏まえ、<br>浸水防止対策が必要な地下駅において、浸水対策の実施<br>を図る事業に対して、浸水対策に要した本工事、付帯工<br>事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する  | H27        | H29                |
| 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | 大阪外環状線整備事<br>業費補助金                             | 大阪外環状鉄道(株)      | 493,927,000      | 319,677,000 | 478,429,000 | 大阪外環状鉄道(株)が行う大阪外環状線整備事業にか<br>かる経費に対し、補助金を交付し、大阪外環状線の整<br>備を促進することを目的とする   | 大阪外環状線の整備事業にかかる土木、線路設備、開業<br>設備、用地費(補助対象事業費)に対して、国の幹線鉄道<br>等活性化事業費補助制度(12.96%)に基づき、国等と協<br>調し補助金(本市負担率:41%)を交付する(補助額:補助<br>対象事業費×12.96%×41%)   | H8         | H27                |
| 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | バスネットワーク維持<br>改善補助金                            | 大阪市交通局長         | 607,062,000      | 429,622,672 | 501,424,893 | 市内内の公共交通ネットワークに欠かせない市内バス<br>路線のうち、事業者による相応の経営努力をもって<br>してもその維持が困難な路線を運行するバス事業者に<br>対し、その運行の維持に必要な経費の一部を補助する<br>ことにより、市内内の公共交通ネットワークの安定的<br>かつ継続的な維持及び充実を図り、良好な生活環境及<br>び活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与<br>することを目的とする | 標準的な乗合バス事業者による相応の経営努力をもっ<br>ても採算性の確保が困難であるが、市内内の公共交通<br>ネットワークの形成に欠かせない乗合バス路線であっ<br>て、一定の需要があるなどの認定要件を満たす運行系統<br>(地域サービス系路線)を運行するバス事業者に対して、<br>京阪神ブロック民営標準原価を基に算定した当該系統の<br>運行にかかる経常経費(一部事業者の経費を含む)の総額<br>から、経常収益の総額を差し引いた収支差の全額(補助<br>率:収支差100%)を補助する | H26        | H27                |
| 都市計画局<br>計画部<br>交通政策課   | 鉄道駅舎可動式ホーム<br>柵等設置補助金                          | 西日本旅客鉄道(株)      | 42,500,000       | 37,118,000  | 7,500,000   | 鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一<br>部を鉄道事業者に補助することにより、可動式ホーム<br>柵等の整備を促進し、鉄道駅利用者のプラットフォーム<br>からの転落等を防ぎ安全を確保することを目的とする   | 1日あたりの平均的な利用者が10万人以上の駅におい<br>て、プラットフォームからの転落を防ぐため可動式ホーム<br>柵等の整備事業に対して、同経費のうち1/6以内で補助<br>金を交付する  | H22        | H28                |
| 都市計画局<br>開発調整部<br>開発計画課 | 大阪シティエアター<br>ミナル内公的施設管<br>理運営補助金               | (株)湊町開発セン<br>ター | 372,401,000      | 343,995,000 | 345,000,000 | (株)湊町開発センター(MDC)が管理運営を行う大阪<br>シティエアターミナル(OCAT)内に設置された公的<br>施設のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バス<br>ターミナル」及び「公共通路」の管理運営及び公共施設の<br>機能を維持するために必要な費用に関し、MDCに対<br>して補助金を交付することで、OCATの公的機能を<br>維持することを目的とする                     | 「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の管理運営<br>及び公共施設の機能を維持する事業に要する経費に関し<br>て、管理運営費とバスターミナルの収入等の差額分及び<br>公共機能維持経費に対して100%補助金を交付する  | H10        | H27                |
| 都市計画局<br>開発調整部<br>開発計画課 | 大阪ドーム公的施設<br>管理運営補助金                           | (株)大阪シティド<br>ーム | 38,387,000       | 38,387,000  | 38,387,000  | (株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置さ<br>れた公的施設の管理運営にかかる経費に関し補助金を<br>交付することにより、大阪ドームの公的機能を維持す<br>ることを目的とする  | 公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営事業に<br>かかる維持管理費等に対して100%(上限:38,387千円)補<br>助金を交付する  | H13        | H27                |
| 都市計画局<br>開発調整部<br>開発計画課 | 大阪への集客に寄与<br>する大阪ドーム施設<br>利用補助金                | (株)大阪シティド<br>ーム | 85,799,000       | 78,333,331  | 82,416,663  | (株)大阪シティドームへの補助金交付を通じてドーム<br>使用料を減額することにより、ドームの特性を活かし<br>たMICEの開催を促進し、大阪の集客魅力を向上す<br>ることを目的とする  | 京セラドーム大阪における一定規模以上の集客効果を有<br>するMICEを対象に、以下のとおり施設利用に対して<br>補助金を交付する<br>・個々の補助対象事業について、徴収した使用料と正規<br>使用料との差額の1/2と正規使用料の1/3の低い方とする<br>・閑散期(1月1日～2月末)における開催や初開催、1万人<br>以上の参加者での開催については、徴収した使用料と正<br>規使用料との差額の1/2まで増額可能な割増制度を設け<br>る                        | H13        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                     | 支出名称   | 支出先                  | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的  | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-------------------------|--|----------------------|------------------|-------------|-------------|---|---|------------|--------------------|
| 都市計画局<br>開発調整部<br>開発誘導課 | まちづくり活動支援<br>制度に基づく助成金                             | 喜連環濠地区まちづ<br>くり研究会 等 | 1,450,000        | 397,150     | 628,295     | 本市が認定した「まちづくり推進団体」に対し、住民等による自発的なまちの整備・改善及び保全等にかかるまちづくり構想を策定するために必要なまちづくり活動に要する経費を補助することにより、地域の実情に応じた住み良いまちづくりを市民と本市が協力して推進することを目的とする  | 本市が認定したまちづくり推進団体に対し、活動に必要な経費の1/2以内(補助上限:30万円)を5年間補助し、また、まちづくり構想策定年度(1回限り)は構想印刷配布経費の1/2以内(補助上限:20万円)を補助する  | H9         | H29                |
| 都市計画局<br>開発調整部<br>開発誘導課 | エリアマネジメント<br>活動推進事業補助金                             | (一社)グランフロン<br>ト大阪TMO | 28,188,000       | 28,188,000  | 0           | 市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共空間の創出及び維持発展を促進するため、本市が認定する事業計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人に対して補助を行うことにより、都市の魅力の向上を図ることを目的とする   | 大阪市エリアマネジメント活動促進条例に基づき本市が認定した事業計画に基づき実施する都市利便増進施設の一体的な整備または管理事業を行う都市再生推進法人に対して、施設の整備または管理に必要な歩道空間維持管理業務等の経費について全額補助する(補助上限:認定年度計画の認定額)  | H27        | H29                |
| 都市計画局<br>開発調整部<br>開発誘導課 | 御堂筋沿道にぎわい<br>空間創出支援補助金                             | (株)かわべフード<br>サービス    | 9,500,000        | 210,000     | 4,613,000   | 地区計画や御堂筋デザインガイドライン(御堂筋本町北地区及び御堂筋本町南地区)と連動し、建替え予定のない既存建築物を対象に、土地及び建築物の所有者またはそれらの承諾を得た者からのにぎわい創出に資する先導的な事業に対して、御堂筋に面する低層部の外観・外構の改修やオープンスペース等におけるにぎわい活動にかかる費用の一部を補助することにより、御堂筋沿道でのクオリティの高いにぎわい空間の形成を図ることを目的とする | 建替え予定のない既存建築物を対象に、エリアの特性と調和するようなデザイン性の高い優れたものに対して、費用の一部に補助金を交付する<br>・低層部の外観・外構の改修<br>(新たににぎわい施設を1階に導入するもの)<br>補助率1/2かつ補助上限500万円/件<br>(その他の改修)<br>補助率1/2かつ補助上限350万円/件<br>・オープンスペース等におけるにぎわい活動<br>補助率1/2かつ上限150万円/件 | H26        | H28                |
| 都市計画局<br>建築指導部<br>監察課   | 民間建築物吹付けア<br>スベスト除去等補助<br>金                        | (株)KDS 等             | 1,792,000        | 1,467,000   | 140,000     | 既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助することにより、アスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消し、市民の安全・安心を確保する目的とする   | 大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアスベストの含有調査や除去工事等の事業に対して、一定要件を満たせばその費用の一部に補助金を交付する(含有調査:対象費用全額かつ上限金額25万円(1試料あたりの上限は10万円)対策工事:対象費用の1/3かつ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及び一般建築物は上限金額100万円)  | H18        | H27                |
| 福祉局<br>総務部総務課           | 保護司研修事業補助<br>金                                     | 大阪市保護司会連絡<br>協議会     | 800,000          | 579,734     | 544,754     | 大阪市内の保護司による犯罪者(刑事施設出所者等)への適切な更生保護の取り組みの推進・強化を図るために、必要な社会福祉等への理解を深めるための研修の充実を図り、地域の福祉に貢献することを目的とする   | 大阪市保護司会連絡協議会が主催する研修事業に対し、福祉施策研修及び更生施設等、現場における研修に要する経費のうち、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、会場借上料、バス等借上料の1/2を交付する  | H20        | H28                |
| 福祉局<br>総務部総務課           | 大阪沖繩戦没者慰霊<br>塔「なにわの塔」参拝<br>事業補助金                   | (一財)大阪府遺族連<br>合会     | 289,000          | 289,000     | 614,000     | 過去の大战で最大の激戦地となった沖繩県糸満市に建立された「なにわの塔」で追悼式を開催する(一財)大阪府遺族連合会に対し、「なにわの塔」参拝事業への補助を実施することで、沖繩及び南方諸地域における戦没者を追悼することを目的とする   | (一財)大阪府遺族連合会が行う大阪沖繩戦没者慰霊塔「なにわの塔」参拝事業のうち、追悼式での祭壇及び式典会場設営費、設備運搬費、石碑等維持管理及び補修費、参拝者の移送費、参拝費及び損害保険料の1/2を交付する   | S40        | H27                |
| 福祉局<br>総務部総務課           | 民間社会福祉施設整<br>備資金借入金利子補<br>助金(老人福祉施設・<br>知的障害者援護施設) | (社福)ふれあい共生<br>会 等    | 1,828,000        | 1,391,000   | 4,671,000   | 社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施設の振興を図る  | 社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える部分を補助する<br>※平成16年度から新規の申請受付を停止  | S47        | H27                |
| 福祉局<br>生活福祉部<br>地域福祉課   | あんしんさぼーと事<br>業(日常生活自立支<br>援事業)補助金                  | (社福)大阪市社会福<br>祉協議会   | 509,791,000      | 500,821,933 | 510,545,000 | 判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう日常生活の支援及び権利侵害や財産管理等の権利擁護に関する相談に応じるため、(社福)大阪市社会福祉協議会が行うあんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)に対して補助を実施することにより、市民の権利を擁護することを目的とする   | あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)を実施する(社福)大阪市社会福祉協議会に対して、福祉サービスなどの利用支援や金銭管理サービス、通帳・証書類の預かりサービス等に要する経費を補助する   | H9         | H28                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                      | 支出名称                       | 支出先                 | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的   | 事業の概要   | 事 業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検査<br>年度 |
|--------------------------|----------------------------|---------------------|------------------|-------------|-------------|--|---|-------------|--------------------|
| 福祉局<br>生活福祉部<br>自立支援課    | 大阪社会医療センター無料低額診療等<br>事業補助金 | (社福)大阪社会医療<br>センター  | 236,754,000      | 236,754,000 | 247,522,000 | 無料低額診療等事業を実施する(社福)大阪社会医療センターに対して事業補助を実施することにより、あいりん地域における医療の確保と健康・衛生の維持向上を図る   | あいりん地域の特性にあわせた医療の継続的安定確保を図るため、(社福)大阪社会医療センターが実施する無料低額診療等事業に要する経費(救急医療に要する経費のうち夜間診療経費、年末年始診療経費及び休日急病診療経費、保健衛生生活に要する経費のうち生活相談員給与費、あいりんの特性等に要する経費のうち非常勤医師報酬費、診療費減免費及び警備委託費)に対して補助する  | S45         | H28                |
| 福祉局<br>生活福祉部<br>保護課      | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金   | (社福)大阪府社会福祉協議会      | 64,103,000       | 61,281,000  | 48,409,000  | 一定の居住用不動産を有し、将来にわたり現住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的とした要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業を行う、(社福)大阪府社会福祉協議会に対し、その貸付金の原資を補助することで事業の安定した運営を図る | (社福)大阪府社会福祉協議会が実施する、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に対し市域分の貸付原資の10/10を補助する   | H19         | H28                |
| 福祉局<br>生活福祉部<br>保護課      | 生活保護施設整備費補助金               | (社福)大阪自彊館           | 445,735,000      | 445,735,000 | 111,433,000 | 社会福祉法人が運営する生活保護施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、その整備を促進し、もって利用者の処遇改善を図ることを目的とする  | 生活保護施設を整備する社会福祉法人に対して定員1人当たり、8,565千円を上限に整備にかかる経費を補助する   | S59         | H27                |
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 身体障がい者自動車改造費補助金            | 身体障がい者              | 1,000,000        | 361,000     | 1,089,000   | 身体障がい者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する経費を補助し、自立と社会参加の促進を図る   | 重度の上肢、下肢または体幹機能障がい者が自動車を改造する経費の1/2以内の額を補助する(補助上限:10万円)  | S50         | H27                |
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 障がい者福祉バス借上補助金              | 生野区身体障害者団体協議会 等     | 2,987,000        | 2,452,300   | 2,196,000   | 障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げにかかる費用の一部の助成を行うことにより福祉の増進を図る   | 障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げ料の1/2以内の補助を行う(補助上限:上限1台につき51,500円)  | S48         | H28                |
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 障がい者職業能力開発訓練施設運営助成         | (社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会 | 55,199,000       | 51,452,171  | 54,825,790  | 一般企業への就労が困難な障がい者手帳所持者(3障がい)に対して、企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労に向けた実習を行い、職業自立を支援することを目的として、(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会が運営する職業リハビリテーションセンター等において、同法人が実施する障がい者能力開発訓練経費を補助する                          | 障がい者職業能力開発訓練事業を実施する(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会に対して、国が障害者能力開発助成金でもって補助する部分を除く部分について、補助を行う<br>補助対象経費は、指導員、講師及び教務職員の謝礼金等費用、施設等の賃借による設置・整備に要する費用、教材に要する費用、指導員の研修に要する費用等とし、国助成金の対象と認められた費用の1/4(パソコンリース料は1/2)を補助する<br>(参考)<br>・国:障害者能力開発助成金<br>補助率:運営費の3/4<br>補助上限額:訓練生1人当たり16万円(重度障がい者は17万円) | S60         | H28                |
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 点字図書館運営補助金(情報文化センター)       | (社福)日本ライトハウス        | 66,456,000       | 66,796,560  | 63,267,780  | (社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営に要する経費の一部を補助し、円滑な運営を図る  | (社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館運営事業経費のうち一般事務費、施設機能強化推進費、情報化対応特別管理費、民間施設給与等改善費について、国庫算定基準額により算定した運営費を上限とした1/2を補助する  | S42         | H28                |
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 民間社会福祉施設等償還金補助金(障がい者(児)施設) | (社福)ノーマライゼーション協会 等  | 79,780,000       | 79,779,455  | 98,156,464  | 社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費を補助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進を図る  | (独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還する元金及び利子の10/10を補助する   | S61         | H27                |



問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                      | 支出名称                    | 支出先                 | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的   | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|--------------------------|-------------------------|---------------------|------------------|-------------|-------------|--|---|------------|--------------------|
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 鉄道駅舎エレベーター等設置補助金        | 西日本旅客鉄道(株)          | 26,000,000       | 26,000,000  | 26,000,000  | 鉄道事業法第3条の規定に基づいて国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者が障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の整備に対して補助を行い、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化並びに、ひとにやさしいまちづくりの促進を図ることを目的とする | 鉄道事業者が本市区域内の1日利用者3,000人以上の既存鉄道駅舎において障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の設置に対して、当該設置関連経費の1/3(補助上限:2,600万円/基、2基分まで)を補助する   | H26        | H28                |
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい福祉課 | 障がい者支援施設整備費補助金          | (社福)大阪自彊館           | 175,260,000      | 175,260,000 | 43,815,000  | 社会福祉法人が運営する障がい者支援施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、その整備を促進し、もって利用者の処遇改善を図ることを目的とする  | 障がい者支援施設を建替整備する社会福祉法人に対して、建替整備にかかる経費について国等の基準の範囲内で補助を行う   | S37        | H27                |
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい支援課 | 障がい者グループホーム整備助成         | (社福)日本ヘレンケラー財団 等    | 72,753,000       | 59,941,000  | 40,664,000  | 障がい者の日常生活における援助及び介護を行う障がい者グループホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成することにより、障がい者の自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業として指定を受けることができる法人に対し、グループホームの新規設置の際の賃借、購入、新築、改築、住宅改造及び設備購入にかかる経費の一部を助成<br>(補助率)事業費の3/4以内<br>(補助上限)<br>新築24,490千円、購入6,600千円、賃借1,000千円、改築1,290千円、設備整備500千円を上限 | H1         | H29                |
| 福祉局<br>障がい者施策部<br>障がい支援課 | 重症心身障がい者通所用バス運行費補助金     | (社福)四天王寺福祉事業団       | 11,718,000       | 11,454,696  | 11,454,696  | 市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の一部を助成することにより施設における支援体制の安定化を図るとともに、重症心身障がい者の施設への通所手段の確保及び社会参加の促進を図る                      | 市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の1/2(補助上限1,260万円)を助成する  | H8         | H29                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢福祉課   | 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金       | (社福)大阪市東成区社会福祉協議会 等 | 2,651,000        | 2,650,543   | 2,356,183   | 市内に住所を有し、加齢その他の事由により寝具(掛布団、敷布団及び毛布に限る)の衛生管理が困難な高齢者を対象として、水洗いによる寝具の洗濯乾燥消毒サービス事業を行う事業者に対して補助金を交付することにより、高齢者の保健衛生の向上と福祉の増進を図ることを目的とする       | 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を実施する事業者に対して、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施に要する補助金を交付する<br>・事業費<br>補助基準額:事業費(上限:布団1枚あたり2,000円、毛布1枚あたり800円)から利用者負担額の合計を控除した額<br>補助率:1/2<br>・事務費<br>補助基準額:10万円、補助率1/2                                | H12        | H28                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢福祉課   | 認知症介護指導者養成研修事業補助金       | (社福)山手学園 等          | 1,751,000        | 422,610     | 387,380     | 認知症介護指導者養成研修、認知症介護フォローアップ研修への参加を支援するため、本市域内に事業所を有する社会福祉法人または指定居宅サービス事業者等の職員派遣にかかる必要な経費を補助し、もって本市における認知症介護実務者の資質の向上を図る                    | 認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修へ職員を派遣する社会福祉法人等に対して、当該職員派遣にかかる旅費、宿泊費及び職員不在を補うための代替職員雇用経費(認知症介護指導者養成研修のみ)を助成する(補助率10/10)<br>認知症介護指導者養成研修(定員3名)1,682千円<br>認知症介護フォローアップ研修(定員3名)70千円                         | H13        | H27                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課   | 民間社会福祉施設等償還金補助金(老人福祉施設) | (社福)リベルタ 等          | 9,577,000        | 9,577,365   | 13,358,295  | 民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する                                   | 補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助率10/10)   | S52        | H27                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課   | 軽費老人ホームサービス提供費補助金       | (社福)受念会 等           | 532,069,000      | 485,448,300 | 484,280,600 | 軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、サービス提供に要する費用等に充当する経費を補助し、施設の安定的な運営を図ることにより、利用者の処遇を確保することを目的とする   | 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあたるサービス提供費等を施設へ補助する<br>補助率:10/10(収支差補助)<br>補助基準額:施設ごとの基本月額により異なる  | S44        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                    | 支出名称                            | 支出先                   | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額       | 26年度支出額       | 交付目的  | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|------------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------|---------------|---------------|---|---|------------|--------------------|
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 特別養護老人ホーム<br>整備費補助金             | (社福)ほしの会 等            | 3,563,539,000    | 3,456,634,120 | 2,343,664,200 | 特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、施設整備に要する経費を補助することにより、整備の促進を図り、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする   | 特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対して、整備にかかる経費を助成する<br>①一般施設<br>補助上限:3,712千円/定員(ショートステイ含む)<br>※建替は社会福祉法人の内部留保を勘案する<br>②小規模施設(定員29人以下)<br>補助上限:4,270千円/定員   | S48        | H29                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 小規模多機能型居宅<br>介護拠点等整備費補助<br>金    | (社福)清水福祉会<br>等        | 35,200,000       | 35,200,000    | 92,700,000    | 高齢者が、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続する事が可能となるよう、小規模多機能型居宅介護拠点等の整備を行う社会福祉法人等に対し整備費を補助することで、高齢者の在宅支援を行うことを目的とする  | 小規模多機能型居宅介護拠点、看護小規模多機能型居宅介護拠点及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点の整備にかかる施設整備費に対し、次の金額を上限として補助する<br>(補助上限)<br>・小規模多機能型居宅介護拠点 32,000千円<br>・看護小規模多機能型居宅介護拠点 32,000千円<br>・定期巡回・随時対応型訪問介護拠点 5,670千円  | H18        | H29                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>高齢施設課 | 特別養護老人ホーム<br>等緊急整備促進助成          | (社福)ほしの会 等            | 628,876,000      | 588,078,000   | 168,678,000   | 特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、次の経費を補助することにより、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする<br>①施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助を行うことにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る<br>②開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を図る | 特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対して、<br>①定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助する<br>(補助対象事業・補助基準)<br>①定期借地権利用による整備促進<br>補助対象:定期借地権設定により支出する一時金<br>補助率:1/2 補助上限:路線評価額の1/4<br>②開設準備<br>補助対象:開設前の看護・介護職員等雇用経費等<br>補助上限:621千円/定員   | H22        | H29                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 老人クラブ育成補助<br>金                  | (一社)大阪市老人ク<br>ラブ連合会 等 | 94,893,000       | 83,775,200    | 84,828,800    | 老人クラブの育成を図るため、会員の教養の向上・健康の増進・社会福祉活動等の地域活動に関する事業を実施する老人クラブ及び、老人クラブ研修会やリーダー育成事業等を実施する各区老人クラブ連合会並びに大阪市老人クラブ連合会に対して補助を実施することにより、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図る         | 会員の教養の向上、健康増進または地域活動に関する事業を実施する老人クラブに対して、当該事業の実施に要する報償費及び消耗品費等の1/2を補助する(上限90,000円)<br>老人スポーツ大会や老人クラブ研修会等を実施する大阪市老人クラブ連合会及び、地域住民との交流促進事業や友愛訪問活動等を実施する各区老人クラブ連合会に対し、当該事業の実施に要する会場使用料や印刷製本費等の1/2を上限として補助する                                       | S32        | H28                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 地域高齢者活動拠点<br>施設(老人憩の家)運<br>営補助金 | 扇町老人憩いの家運<br>営委員会 等   | 50,330,000       | 46,917,000    | 47,114,000    | 高齢者を中心とした地域住民の自主活動の場の提供のため、地域高齢者活動拠点施設を運営する運営委員会に対して補助を実施することにより、地域福祉の推進を図る   | 地域高齢者活動拠点施設を運営する地域住民で組織する運営委員会に対して、施設運営に要する光熱水費及び建物の維持補修費等の施設運営経費の1/2を補助する<br>(補助上限額)<br>北区…330,000円、都島区…400,000円、西・港・大正・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・東住吉区…289,000円、平野区…290,000円  | S44        | H27                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 高齢者就業機会確<br>保事業補助金              | (公社)大阪市シル<br>バー人材センター | 51,270,000       | 51,270,000    | 48,400,000    | 高齢者の労働能力を活用し、働く機会を確保するため、高齢者就業機会確保事業を実施する大阪市シルバー人材センターに対して補助を実施することにより、高齢者の生きがいの充実及び健康と福祉の増進を図る   | 大阪市シルバー人材センターの本部・南部・北部・西部の4拠点に対して、事業実施に要する人件費・光熱水費等の活動拠点経費を1施設あたり7,480,000円を補助する(対象経費の1/2が上限)<br>高齢者活用・現役世代サポート事業に要する経費の1/2について、就労延人員に応じ補助する<br>また、地域ニーズ対応事業・企画提案方式事業の個別事業を実施する拠点に対して、1事業あたり2,000,000円を補助する(対象経費の1/2が上限)※個別事業については、最大7事業まで補助可 | S58        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                    | 支出名称  | 支出先                    | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検査<br>年度 |
|------------------------|---|------------------------|------------------|------------|------------|---|---|------------|--------------------|
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 地域高齢者活動拠点<br>施設(老人憩の家)改<br>修整備補助金           | 加島三津屋老人憩の<br>家運営委員会 等  | 9,831,000        | 4,932,000  | 5,077,000  | 地域高齢者活動拠点施設の老朽化に伴う補修及び段差の解消等のため、施設改修工事を実施する地域住民で組織する運営委員会に対して、補助を実施することにより施設の継続的な運営による地域福祉の推進を図る  | 地域高齢者活動拠点施設の改修整備を実施する地域住民で組織する運営委員会に対して、改修工事費の1/2を補助する<br>(補助上限額)<br>・老朽化改修整備…1ヵ所当たり1,100千円<br>※補助による改修後15年経過まで再補助は不可<br>・段差改修等整備…1ヵ所当たり327千円<br>※1施設1回限りの補助        | S63        | H27                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>いきがい課 | 高齢者入浴利用料割<br>引事業補助金                         | クラブ温泉 等                | 23,440,000       | 22,646,450 | 24,108,330 | 高齢者が利用しやすい入浴機会を確保するため、高齢者入浴割引事業を実施する公衆浴場に対して補助を実施することにより、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助とするとともに、高齢者福祉の向上を図る  | 市内に居住する70歳以上の高齢者を対象に原則として月2回の入浴利用料金割引を実施する浴場に対し、事業に要する入浴利用料金割引経費(上限:1人当たり80円)及び広報周知経費(上限:1施設当たり750円)並びに割引証作成費(上限:1施設当たり750円)を補助する                                   | H24        | H29                |
| 福祉局<br>高齢者施策部<br>介護保険課 | 社会福祉法人等による<br>介護保険サービス<br>利用者負担額軽減事<br>業補助金 | (社福)ふれあい共生<br>会 等      | 40,358,000       | 22,229,000 | 25,040,000 | 低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ利用者負担の軽減を実施する際に、その経費を補助することで、介護保険サービスの利用促進を図る                                      | 介護保険サービス利用者負担額軽減事業を実施する社会福祉法人等に対して、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の1%を超えた部分の1/2を上限に補助する<br>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と介護福祉施設サービスについては、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の10%を超えた部分の全額を補助する     | H12        | H27                |
| 健康局<br>健康推進部<br>健康施策課  | 夜間歯科救急診療支<br>援事業補助金                         | (一社)大阪府歯科医<br>師会       | 7,314,000        | 7,314,000  | 7,314,000  | 大阪市における歯科初期救急医療体制を確保するため、夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して補助を実施することにより、市民が安心して暮らせる歯科救急診療体制の確保を図る  | 夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して、事業実施に要する報償費及び旅費、需用費等より、事業実施により得る診療収入及びその他の収入、また、府域における歯科救急体制確保の役割も兼ねる事による大阪府が補助対象とする額を控除した額の1/2を補助する(補助上限:7,314千円)                  | H16        | H29                |
| 健康局<br>健康推進部<br>健康づくり課 | 健康増進活動事業補<br>助金                             | 北区食生活改善推進<br>員協議会 等    | 5,100,000        | 1,569,450  | 1,773,726  | 一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として行う健康増進活動を補助することにより、健康づくり並びに市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする  | 一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として実施する講演会、調理実習、体操教室、歩育教室などの活動に要する費用の1/2を補助する(補助上限122,000円)   | H23        | H29                |
| 健康局<br>健康推進部<br>健康づくり課 | 公衆衛生活動事業補<br>助金                             | (一社)大阪市北区医<br>師会 等     | 9,190,000        | 2,228,306  | 2,161,822  | 大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること)の普及啓発を補助することにより、本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする                  | 大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、三次予防の普及を目的として実施する医療相談・講演会に要する費用の1/2を補助する(補助上限376,000円)  | S45        | H27                |
| 健康局<br>健康推進部<br>生活衛生課  | 公衆浴場衛生向上事<br>業補助金                           | 大阪府公衆浴場業生<br>活衛生同業組合 等 | 91,872,000       | 57,421,060 | 77,709,460 | 浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対し、経常的な衛生水準維持にかかる経費及び基幹設備整備にかかる経費を補助することにより、一般公衆浴場の継続的な衛生水準の確保を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする                   | 浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対して経常的な衛生水準維持にかかる経費(薬剤等消耗品・水質検査等)及び基幹設備整備にかかる経費(熱源給水設備・水質浄化設備等の更新・補修)に対し、1/2相当額を補助する<br>・経常経費:補助上限10万円<br>・基幹設備整備経費:補助上限250万円 | S49        | H27                |
| 健康局<br>保健所管理課          | 医療機器整備助成事<br>業補助金                           | (大)大阪市立大学<br>等         | 3,074,000        | 2,903,000  | 3,632,000  | 市内に開設されている公的な病院に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害健康被害予防事業助成制度により、ぜん息等にかかる医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図り、もって当該疾患の予防並びに健康の回復・保持及び増進に資することを目的とする | ぜん息等に関する医療水準向上のための医療検査機器(8品目)の整備に要する経費について、公的病院を対象に1病院あたり10,000千円を上限額として、(独)環境再生保全機構の選定により交付を受ける公害健康被害予防事業助成金(10/10補助)を財源に補助する                                      | H4         | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管   | 支出名称                            | 支出先           | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的  | 事業の概要   | 事 業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|---|---------------------------------|---------------|------------------|-------------|-------------|---|---|-------------|--------------------|
| 健康局<br>保健所<br>感染症対策課                          | 結核定期健康診断補助金                     | (学)上田学園 等     | 2,317,000        | 2,164,160   | 2,079,985   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校または施設の長が行う定期的健康診断に要する費用に対して補助を行う  | 定期的健康診断にかかる費用のうち、その補助対象経費から当該年度におけるその実施に関する収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、その少ない方の金額の2/3を補助する<br>【補助基準額】<br>・レンズカメラによる間接撮影:@77円<br>・70mmミラーカメラによる間接撮影:@93円<br>・100mmミラーカメラによる間接撮影:@121円<br>・直接撮影:@121円<br>・精密検査:@121円                | S26         | H27                |
| 子ども青少年局<br>企画部<br>青少年課                        | 留守家庭児童対策事業補助金                   | こどもの里 等       | 532,749,000      | 473,163,500 | 326,974,000 | 留守家庭児童の健全育成を図るため、保護者等において、場所、指導員等を確保し、留守家庭児童対策事業を実施するものに対し、運営経費の一部を補助し事業の推進を図る  | 留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業に対して、1事業あたりの在籍児童数の階層ごとに決められた定額を補助する(上限4,321千円 他加算額あり)  | H19         | H28                |
| 子ども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課                      | 民間保育所運営補助金(一時預かり事業)             | (社福)聖和共働福祉会 等 | 197,280,000      | 155,741,711 | 113,374,617 | 保護者の就労や傷病等による緊急・一時的な保育に対応するために民間保育所が実施する一時預かり事業に対して補助を行うことにより、一時預かりの充実と児童の福祉の向上を図る  | 児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の就労・傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、民間保育所が実施する保育サービスの提供に必要な人件費等に対して、利用児童数に応じた額を補助する(上限9,140千円 他加算額あり)   | H2          | H27                |
| 子ども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課                      | 不妊治療費助成                         | 特定不妊治療受療者     | 478,425,000      | 472,639,037 | 442,734,465 | 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る   | 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないかまたは極めて少ないと医師に診断された大阪市に住所を有している法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦合算の総所得金額が730万円未満の者に対して、特定不妊治療に要した費用を、1回の治療につき15万円まで、1年度あたり2回(1年目は年3回)、通算5年間、通算10回を限度に助成する<br>平成26年度以降の新規申請者の内40歳未満の方は、1年度あたりの回数制限をなくし、通算6回までの助成とする | H16         | H28                |
| 子ども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課                      | 病児保育施設開設準備経費補助金                 | (医)愛幸会 等      | 16,000,000       | 12,000,000  | 0           | 病児保育施設の新規開設にかかる費用負担を軽減するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して補助を実施することにより新規開設の促進を図り、市民が仕事と子育てを両立できるよう支援する   | 病児保育施設を新規開設する法人等に対して、施設の開設に必要な建物改修経費、備品等購入経費及び広報経費(補助基準額:400万円)を補助する  | H27         | H29                |
| 子ども青少年局<br>子育て支援部<br>管理課                      | 病児・病後児保育事業予約システム整備補助金           | (医)真美会        | 4,800,000        | 200,000     | 0           | 病児保育施設及び病後児保育施設における利用予約キャンセル率が高い課題への対応として、インターネットを活用した予約システムの導入を促進するため、病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等に対して予約システム導入経費を補助することにより、利用者の利便性向上とともに効率的な事業実施を図る | インターネットを活用した予約システムの導入を実施する病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等に対して、システム導入に要する初期経費(補助基準額:40万円)の1/2を補助する   | H27         | H29                |
| 子ども青少年局<br>子育て支援部<br>子ども家庭課<br>保育施策部<br>保育企画課 | 児童福祉施設等産休等代替職員費補助               | (社福)なみはや福祉会 等 | 15,985,000       | 7,986,410   | 6,477,360   | 児童福祉施設等の職員が出産または傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的な任用経費を補助することで、職員の母体保護及び専心療養の保証を図りつつ、施設における入所児童等の処遇を適正に確保する               | 任用を承認した産休等代替職員にかかる費用として、賃金の日額単価7,130円(調理員は6,500円)を上限とする実支出額に、その産休等代替職員がその任用承認期間の範囲内において当該児童福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額を補助する   | S51         | H29                |
| 子ども青少年局<br>子育て支援部<br>子ども家庭課                   | ひとり親家庭自立支援給付金事業補助金(自立支援教育訓練給付金) | ひとり親家庭の母または父  | 883,000          | 349,864     | 434,554     | ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、教育訓練に要する費用を補助することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る   | 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあり、雇用保険法による教育訓練給付制度の受給資格を有していない方で、適職に就くために教育訓練が必要と認められる者等に対して、対象教育訓練講座の受講料の2割相当額を支給(上限10万円、下限4千円)   | H15         | H27                |
| 子ども青少年局<br>子育て支援部<br>子ども家庭課                   | 民間児童福祉施設予備職員等雇用費補助金(栄養士雇用費補助)   | (社福)海の子学園     | 1,614,000        | 1,614,000   | 1,611,310   | 民間社会福祉施設がその運営の充実を図るために定数外の常勤職員及び非常勤嘱託を雇用する費用を補助することにより入所児童の処遇向上を図る  | 定数外の常勤及び非常勤嘱託職員の雇用に必要な経費を補助する(補助率1/2、補助上限1,614千円)   | S47         | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                         | 支出名称                         | 支出先           | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額       | 26年度支出額       | 交付目的  | 事業の概要   | 事 業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-----------------------------|------------------------------|---------------|------------------|---------------|---------------|---|---|-------------|--------------------|
| 子ども青少年局<br>子育て支援部<br>子ども家庭課 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金        | ひとり親家庭の母または父  | 1,764,000        | 0             | 0             | ひとり親家庭の母または父の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親世帯の母または父に対して補助を実施することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく                    | 高等学校卒業程度認定試験合格のために講座を受講するひとり親家庭の母または父に対して、講座受講経費の2割を補助するとともに、高卒認定試験合格者には講座受講経費の4割を追加補助する(最大補助率6割)   | H27         | H29                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 私立幼稚園就園奨励費補助金                | (学)みなと幼稚園等    | 2,604,919,000    | 2,500,412,090 | 2,910,379,960 | 私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする   | 市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者の負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う(補助率10/10)   | S47         | H27                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 私立幼稚園幼児教育費補助金                | (学)みなと幼稚園等    | 104,819,000      | 111,279,800   | 126,050,900   | 私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする   | 就園奨励費対象外の者で市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者が負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う(補助率10/10)  | S46         | H27                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 私立幼稚園特別支援教育費補助金              | (学)菅原天満宮学園等   | 14,600,000       | 21,600,000    | 14,251,906    | 私立幼稚園に対して、障がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児という」)の受入れにあたり必要な経費に対する財政的支援を行うことで、要支援児の受入れを促進し、就園機会の拡大を図る   | 要支援児を就園させている私立幼稚園に対して、特別支援教育に要する人件費、教育研究費、設備費等、受入れに必要な経費に対して補助金を交付する(補助率10/10)  | H26         | H28                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 私立幼稚園障がい児教育実践研修事業補助金         | (学)菅原天満宮学園等   | 1,827,000        | 189,500       | 9,600         | 大阪市内の私立幼稚園の職員を対象に実施する私立幼稚園障がい児教育実践研修への参加経費の一部を補助することにより、研修参加を促進し、障がい等により特別に支援を要する幼児の私立幼稚園における受入れにかかる環境整備を図る                             | 私立幼稚園障がい児教育実践研修受講の際、交通費及び当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員に要する人件費に相当する(一日当たり7,610円)補助金を交付する(補助率10/10)  | H26         | H28                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 私立幼稚園特別支援施設整備補助金             | (学)大阪武田学園等    | 15,000,000       | 7,683,000     | 0             | 要支援児受入促進指定園として指定された私立幼稚園が、障がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児という」)の受入れ環境を確保するために必要な施設改修などの整備に対して補助を行うことにより、要支援児の受入れを促進し、就園機会の保障を図る               | 要支援児を受入れるために必要な施設改修経費が、1,000,000円以上の場合、経費の1/2の補助金を交付する(補助金の上限3,000,000円)  | H26         | H28                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 私立幼稚園一時預かり事業補助金              | (学)森岡学園 等     | 91,235,000       | 64,831,203    | 0             | 通常の前後や休日、長期休業中に、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に一時預かり(預かり保育)を実施する幼稚園(子ども・子育て支援新制度対象園)、認定こども園(教育標準時間認定の子どもが対象)に対して、補助を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る | 地域子ども・子育て支援事業として、通常の前後や休日、長期休業中に、専任の担当職員(保育士または幼稚園教諭)の2名以上の配置による一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、事業に要する職員雇用等の経費(補助基準額:800円/1日当たり利用者数など)の1/2を補助する | H27         | H29                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金(児童福祉施設) | (社福)波除福祉会     | 83,000           | 74,000        | 133,000       | 社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施設の振興を図る  | 社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える部分を補助する<br>※平成16年度から新規の申請受付を停止  | S47         | H27                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 特定教育・保育施設等運営補助金(嘱託医配置円滑化事業)  | (社福)なみはや福祉会 等 | 56,415,000       | 49,965,172    | 44,450,029    | 入所児童の処遇向上を図るため、設備及び運営基準に定められた嘱託医及び学校医の確保を円滑にする  | 民間保育所の嘱託医及び認定こども園・私立幼稚園の学校医の雇用にかかる経費の本市基準と国基準の差額を上限に補助する  | S45         | H27                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 民間児童福祉施設中規模施設整備費補助金          | (社福)四恩学園 等    | 10,290,000       | 8,642,000     | 10,099,000    | 緊急性の高い施設改修経費に補助を行うことにより施設整備を促進し、入所児童の処遇向上を図る  | 社会福祉法人が実施する保育所等の施設改善に要する費用の3/4を補助(上限:保育所343万円、児童養護施設等643万円)   | S54         | H27                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 特定教育・保育施設等運営補助金(延長保育事業)      | (社福)なみはや福祉会   | 668,677,000      | 440,628,266   | 645,201,841   | 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、民間保育所、認定こども園、及び小規模保育事業における保育時間の延長を図ることにより福祉増進を図る  | 民間保育所、認定こども園、及び小規模保育事業に対し、保育必要量を超えてさらに保育が必要な場合に、時間を延長して保育を行うために必要な担当保育士の人件費(超過勤務手当を含む)等を補助する  | H6          | H29                |
| 子ども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課   | 民間社会福祉施設等償還金補助金(児童福祉施設)      | (社福)なみはや福祉会   | 2,763,000        | 2,762,800     | 2,815,600     | 社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費を補助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進を図る                                   | (独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還する元金及び利子の10/10を補助する   | H6          | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                        | 支出名称                             | 支出先   | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額       | 26年度支出額       | 交付目的   | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|----------------------------|----------------------------------|---|------------------|---------------|---------------|--|--|------------|--------------------|
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課  | 民間保育所整備費補助金                      | (社福)東成山学園等  | 3,168,790,000    | 1,588,649,000 | 1,911,342,000 | 安心こども基金等の活用等による民間保育所等の建設及び増改築等に要する経費の一部を補助することにより、保育所整備を促進し、待機児童の解消を図る   | 保育所等建設及び増改築等に要する経費の3/4を補助(定員などにより上限あり)   | H21        | H27                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課  | 民間保育所賃料補助金                       | (株)プロケア 等   | 15,000,000       | 15,000,000    | 291,750,000   | 安心こども基金の活用により賃貸物件で保育所を新設する場合に賃料の一部を補助することにより、保育所整備を促進し、待機児童の解消を図る  | 工事着工から事業開始日前日まで及び事業開始以降に必要な各月分の賃料等の3/4を補助する(上限:単年度1,000万円、複数年度通算4,000万円)   | H25        | H28                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課  | 民間保育所整備促進賃料補助金                   | (株)ポピンズ   | 28,000,000       | 16,000,000    | 0             | 特に賃料が高いことなど賃貸物件による民間保育所新設が困難な地域における賃料負担を軽減するため、特定地域において賃貸物件による保育所を新設する法人に対して賃料補助を実施することにより、保育所整備促進による待機児童の解消を図る  | 特定地域において賃貸物件による保育所を新設する場合には、契約年数に応じた賃料の前納により月額負担の軽減を受ける保育所設置法人に対して、前納賃料の1/2を補助する(上限:定員60・70人12,000千円、定員80人16,000千円)            | H27        | H29                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課  | 小規模保育事業所整備補助金                    | (株)成学社 等  | 105,000,000      | 105,000,000   | 217,039,000   | 賃貸物件で小規模保育事業所を新規開設する際に施設改修費を補助し、施設運営にかかる事業者負担を減少させることで、新規開設の促進を図る  | 賃貸物件を活用し小規模保育事業所を開設する際の施設改修費及び必要な調理設備、トイレ、沐浴設備等を設置する費用を1,000万円(補助率3/4)を限度に補助する   | H26        | H28                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課  | 民間児童福祉施設耐震診断助成                   | (社福)育徳園 等   | 3,320,000        | 2,360,000     | 1,767,000     | 民間児童福祉施設の耐震診断調査に要する経費を補助することにより、施設の耐震化を促進し、利用者及び入所者の安全の確保とともに災害被害の未然の防止を図る   | 昭和56年5月31日の耐震基準の適用以前に建築確認通知を受けた施設の耐震診断業務等に要する経費の1/2を補助する(上限:100万円)   | H22        | H27                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課  | 特定教育・保育施設等運営補助金(看護師等雇用費助成事業)     | (社福)みおつくし福祉会 等  | 90,853,000       | 86,349,442    | 55,573,569    | 低年齢児保育を実施する保育所に対して、保健業務に従事する看護師または保健師を雇用する経費を補助することにより、児童の健康管理、感染症予防、体調不良時や負傷時の対応等の取組みを充実させ、入所児童の安全の確保を図る  | 乳児9人以上が入所する保育所に対し、看護師または保健師を配置するために必要となる経費(保育士配置基準の内数となっているものを除く)を補助する(補助上限:常勤配置2,678,400円/年・短時間配置1,072,000円/年)                | H25        | H29                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課  | 特定教育・保育施設等運営補助金(アレルギー対応等栄養士配置事業) | (社福)なみはや福祉会 等   | 112,665,000      | 109,515,000   | 0             | 給食を自園調理により提供する民間保育所等において、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組みを充実させるため、栄養士の加配を実施する民間保育所等に対して、栄養士加配経費の補助を実施することにより、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健やかな成長を支援する        | 栄養士1名を加配してホームページ等においてアレルギー対応給食等の取組みを公表する、自園調理により給食を提供する民間保育所等に対して、栄養士雇用経費(補助基準額1,260,000円)を補助する                                | H27        | H29                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育企画課  | 民間児童福祉施設改修等事業補助金                 | 社会福祉法人 等  | 85,293,000       | 0             | 22,043,000    | 安心こども基金の活用等による耐震補強等改修に要する経費の一部を補助することで、民間児童福祉施設の耐震化を促進する   | 耐震補強等改修に要する経費(500万円以上1億円以下のもの)について、延床面積及び定員数に応じた額の3/4を補助する   | H24        | H27                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育所運営課 | 民間保育所運営補助金(障がい児保育事業)             | (社福)なみはや福祉会 等   | 627,119,000      | 797,603,108   | 564,855,598   | 障がい児保育担当保育士等の人件費を補助することにより、民間保育所における障がいのある乳幼児の入所の円滑化及び入所児童等の処遇の適正な確保を図る  | 民間保育所が実施する障がい児保育事業に必要な担当保育士等の人件費に対して、障がいの程度及び児童数に応じた額を補助する(上限:重度…児童1名につき常勤保育士1名分2,139,000円、重度以外…児童3名につき正規常勤保育士1名分3,180,000円など) | S47        | H27                |
| こども青少年局<br>保育施策部<br>保育所運営課 | 民間保育所運営補助金(障がい児保育研修事業)           | (株)クオリス 等   | 4,109,000        | 888,830       | 247,914       | 障がい児保育の研修受講を促進するため研修代替職員の人件費を補助することにより、民間保育所における障がいのある乳幼児の入所児童等の処遇の適正な確保を図る  | 民間保育所において障がい児保育の研修受講にあたり、当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員雇用経費及び研修受講職員の交通費を補助する(代替職員雇用経費補助上限:日額7,130円)                                    | H25        | H27                |
| 環境局<br>環境施策部<br>環境施策課      | 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金          | 避難所等に指定されている施設または防災に関する協定を締結している防災拠点施設を所有または管理する民間事業者 | 15,226,000       | 0             | 5,750,000     | 太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーは、原子力発電所や火力発電所の代替となるためには、依然として、発電出力が大幅に不足している状況である「災害に強く、低炭素な地域づくり」のため、民間の避難所や防災拠点における、災害時等の非常時に必要なエネルギーの確保及び再生可能エネルギー等の普及拡大を目的とする | 事業者が防災拠点施設等に指定されている施設に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた自立電源を設置するための費用について、平成25年度から平成27年度までの間、事業費の1/3を補助する(上限700万円)               | H25        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                             | 支出名称   | 支出先   | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的   | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検査<br>年度 |
|---------------------------------|--|---|------------------|-------------|-------------|--|---|------------|--------------------|
| 環境局<br>環境管理部<br>環境管理課           | 生活保護等世帯空気<br>調和機器稼働費補助<br>金                  | 航空機騒音防止工事<br>を受けた住宅に居住<br>する生活保護等世帯<br>の世帯主                               | 64,000           | 24,716      | 41,189      | 航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対して空調調和機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減等を図る   | 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7～10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(上限1万円)  | H1         | H27                |
| 環境局<br>環境管理部<br>環境管理課           | 土壌汚染対策事業助<br>成金                              | 汚染原因者でない土<br>地所有者   | 6,000,000        | 0           | 0           | 土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことによつて、市民の健康の保護を図る   | 土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であつて、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成  | H15        | H29                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課<br>住環境整備課 | HOPEゾーン事<br>業・マイルドHOP<br>Eゾーン事業協議会<br>助成     | 船場地区HOPE<br>ゾーン協議会 等  | 2,607,000        | 2,231,100   | 1,514,800   | HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業は、本市との協働のもと、地域住民等(住民・企業・まちづくり団体等)が主体となって、居住地魅力の向上やまちなみ整備を図るものであり、当該地域住民等で構成されたHOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会が主体的に行う事業に対し助成を行うことにより、地域住民等による自主的なまちづくりの促進を図ることを目的とする | 対象者:HOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会(住民・企業・まちづくり団体等により構成された、まちなみ形成を検討し事業を推進する組織)<br>対象事業:区域の住民等のまちなみ・まちづくりへの意識向上や持続的な地域活動の推進につながる事業で、HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業の推進に必要な事業(広報・啓発活動費、各種研究会の開催等に要する費用等)<br>補助金額:補助率1/2、地区面積(ha)×5千円を限度に補助 | H11        | H29                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課<br>住環境整備課 | HOPEゾーン事<br>業・マイルドHOP<br>Eゾーン事業まちな<br>み修景補助  | (宗)源聖寺 等  | 33,500,000       | 26,511,000  | 8,785,000   | 区域にふさわしいまちなみ形成のため必要と認められる整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る   | 対象者:事業区域内で修景を行う建築物の所有者等<br>補助対象の範囲:建築物の外観等の修景整備にかかる設計費、工事費<br>補助金額:補助対象経費×2/3以内<br>(建物種別等に応じて別途定める額を上限)   | H11        | H29                |
| 都市整備局企画部<br>住宅政策課<br>住環境整備課     | HOPEゾーン事<br>業・マイルドHOP<br>Eゾーン事業共同施<br>設整備費補助 | (宗)四天王寺   | 1,000,000        | 178,000     | 3,440,000   | 地域住民等のまちなみ形成のための活動支援または地域の景観形成に資するものとして供用される共同施設の整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る   | 対象者:事業区域内で共同施設整備を行う土地所有者等<br>補助対象の範囲:共同施設の整備にかかる設計費、工事費<br>補助金額:補助対象経費×2/3以内  | H15        | H29                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課           | エコ住宅普及促進事<br>業住宅購入・整備融<br>資利子補給              | 一定の基準を満たす<br>大阪市エコ住宅を民間<br>金融機関等の融資を<br>受けて取得する者、<br>または大阪市エコ住<br>宅へ改修する者 | 16,157,000       | 10,579,000  | 9,430,000   | 一定の基準を満たしていることを大阪市が認定した「大阪市エコ住宅」を取得する世帯、または「大阪市エコ住宅」へ改修する世帯に対して利子補給を行うことにより、省エネルギー・省CO2に配慮された住宅の普及を促進する  | 「大阪市エコ住宅」をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得または改修する者に対し、融資額の償還元金残高(限度額2,000万円/戸)を対象に年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を償還開始より5年間行う  | H23        | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課           | マンション耐震化緊<br>急支援                             | 関目コーポ管理組合<br>等  | 125,946,000      | 125,946,000 | 32,071,000  | 民間マンションの耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする  | 一定の条件を満たすマンション所有者等に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度額あり)を補助する<br>補助率:耐震診断2/3以内<br>耐震改修設計2/3以内<br>耐震改修工事1/2以内  | H17        | H29                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課           | 耐震診断・改修補助                                    | (株)アドバンスハウ<br>ジング 等   | 254,845,000      | 155,033,000 | 131,950,000 | 民間戸建住宅等の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする  | 一定の条件を満たす戸建住宅等所有者または耐震診断事業者に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度額あり)を補助する<br>補助率:耐震診断9/10以内、耐震改修設計2/3以内※1、耐震改修工事1/2以内+加算額※2<br>※1 原則として耐震診断と耐震改修設計をまとめて行う場合のみ<br>※2 最大20万円×戸/棟   | H17        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                   | 支出名称                             | 支出先                                    | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額       | 26年度支出額       | 交付目的  | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-----------------------|----------------------------------|--|------------------|---------------|---------------|---|--|------------|--------------------|
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 耐震診断義務化建築物耐震診断費補助                | 北大阪ハイツ管理組合                             | 6,500,000        | 6,500,000     | 0             | 耐震改修促進法の改正により耐震診断の実施が義務化された民間建築物のうち、避難上配慮を要する学校、福祉施設、病院等及び周辺住民等に被害を与える可能性がある危険物の貯蔵場等について、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする | 耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち、学校、病院、福祉施設、危険物の貯蔵場等の所有者に対し、耐震診断費用の一部(限度額あり)を補助する<br>・補助率:2/3以内<br>・限度額:学校、病院、福祉施設等⇒650万円<br>:危険物の貯蔵場等⇒325万円   | H26        | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 民間すまいりんぐ供給事業者家賃減額補助              | 大阪市住宅供給公社等                             | 1,079,000,000    | 1,037,776,000 | 1,407,706,000 | 中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする   | (賃貸住宅の管理者を経由して)事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する   | H6         | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 特定優良賃貸住宅供給促進事業者家賃減額補助            | 大阪市住宅供給公社                              | 258,725,000      | 247,685,000   | 288,129,000   | 中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする   | 事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する  | H8         | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業者家賃減額補助         | 大阪市住宅供給公社                              | 124,502,000      | 122,882,000   | 122,834,000   | 高齢者の居住の安定を確保するため、入居者の家賃を軽減することを目的とする  | 事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する  | H10        | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 留学生向け借上賃貸住宅供給事業者家賃減額補助           | 大阪市住宅供給公社                              | 38,448,000       | 37,308,564    | 37,820,669    | 国際交流の一環として、留学生施策の拡充のため、入居者の家賃負担を軽減することを目的とする  | 留学生向け住宅の管理者に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する  | H10        | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 新婚世帯向け家賃補助                       | 市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯                     | 1,356,146,000    | 1,320,069,000 | 1,995,163,000 | 市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを進める  | 市内の民間賃貸住宅に居住し、一定の要件を満たす新婚世帯に対して、最長72ヶ月、実質家賃負担額(家賃一住宅手当額)と5万円との差額を補助する(月額上限額は、36ヶ月目まで1万5千円、37ヶ月目以降2万円)<br>※新規受付分については停止   | H3         | H30                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 特定優良賃貸住宅供給促進事業利子補給               | 大阪市住宅供給公社                              | 185,101,000      | 185,100,611   | 191,055,286   | 市内の居住水準の向上と市内居住を促進するため中堅所得者層を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること  | 住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う  | H6         | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業利子補給            | 大阪市住宅供給公社                              | 43,223,000       | 43,222,945    | 45,032,161    | 高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること   | 住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う  | H10        | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給           | 市内の民間住宅を民間金融機関等の融資を受けて購入する新婚世帯または子育て世帯 | 253,676,000      | 203,810,000   | 109,401,000   | 新婚世帯または子育て世帯に対して利子補給を行うことにより、購入者の初期負担を軽減し、持家取得を支援することで、新婚・子育て層、中堅層の市内居住の定着を図る   | 民間分譲住宅(マンション、戸建て、タウンハウス等)を金融機関の融資を受けて取得する新婚世帯または子育て世帯に対し、融資額の還元金残高(限度額2,000万円)を対象に年0.5%以内の利子補給を償還開始より5年間行う<br>※但し、H22.3までの融資申込者は0.5%以内、3年間以内<br>※但し、住宅取得にかかる契約締結日がH26.5.31以前の場合は融資利率-1%で0.5%上限 | H17        | H29                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | 都市防災不燃化促進助成                      | (株)セントラルフードサービス 等                      | 29,497,000       | 22,209,000    | 9,012,000     | 大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命・身体及び財産を保護するため、市街地の防災性の向上を図ることを目的とする   | 指定する避難路の沿道区域において一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する者に対し助成を行う<br>助成額は3階までの延べ床面積に応じて、10,261千円以下  | S55        | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課 | マンション管理・建替支援事業分譲マンション長期修繕計画作成費助成 | ネパールランド住吉公園管理組合 等                      | 3,000,000        | 1,824,000     | 178,000       | 良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図るため、分譲マンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を支援することを目的とする  | 分譲マンションの長期修繕計画を作成する管理組合に対して、作成費用の一部を補助する<br>補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額30万円)  | H26        | H28                |



問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                               | 支出名称                           | 支出先                          | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額     | 交付目的   | 事業の概要   | 事 業<br>開始年度 | 終 期 又<br>は<br>次 回 検 査<br>年 度 |
|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------|-------------|-------------|--|---|-------------|------------------------------|
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課             | 生きた建築ミュージアム・大阪セレクション再生補助金      | 長瀬産業(株)                      | 8,000,000        | 5,650,000   | 8,000,000   | 貴重な魅力資源である近代建築をはじめとする歴史的建築物等の公開性・集客性を高める外観等の再生整備を促進することを目的とする  | ・対象者:「生きた建築ミュージアム」実現のため、本市があらかじめ選定した歴史的建築物等の再生整備事業を行う者<br>・補助対象の範囲:歴史的建築物等の公開性・集客性を高める整備等、補助要件を満たすように再生整備をする事業費<br>・補助金額:補助対象事業費×1/2以内(限度額800万円)  | H25         | H27                          |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課             | 子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業住宅改修補助金    | (株)トラストビルド等                  | 10,000,000       | 3,782,000   | 5,743,000   | 子育て世帯等向け民間賃貸住宅ストックの質の向上を図り、ストックの有効活用と子育て世帯等の居住を促進する  | 民間賃貸住宅ストック(住戸面積40㎡以上)について、子どもの安全対策措置にあわせて、段差解消を伴うLDK化や断熱改修工事を行うオーナーに対して、改修費の一部を補助(補助率1/6 戸当たり補助上限額50万円)する   | H26         | H28                          |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課             | マンション管理・建替支援事業分譲マンション建替検討費助成   | 分譲マンションの管理組合                 | 700,000          | 0           | 0           | 分譲マンションの円滑な合意形成による建替えを支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする   | 分譲マンションの建替えの検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助する<br>補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額150万円)  | H15         | H28                          |
| 都市整備局<br>企画部<br>住宅政策課             | マンション管理・建替支援事業分譲マンション耐震改修検討費助成 | 分譲マンションの管理組合                 | 500,000          | 0           | 0           | 分譲マンションの円滑な合意形成による耐震改修を支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする  | 分譲マンションの耐震改修の検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助する<br>補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額50万円)  | H25         | H27                          |
| 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課            | 民間老朽住宅建替支援事業従前居住者家賃補助          | 一定の要件を満たす老朽住宅を建替する際の従前居住者    | 9,142,000        | 5,867,000   | 8,131,000   | 都市の防災性や耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽賃貸住宅を除却し、従前居住者が建替後の住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合等、一定の要件を満たせば家賃の一部について補助を実施する  | 建替後の賃貸住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合に家賃差額の一部を一定期間補助する<br>補助対象者:従前建物の入居者<br>補助額:従前家賃と従後家賃との差額の1/2以内(高齢者等世帯は2/3以内)<br>補助限度額:月額25,000円(高齢者等世帯は35,000円)   | H5          | H27                          |
| 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課            | 主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助           | 主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物の建替を行う者 | 3,711,000        | 0           | 1,500,000   | 「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区:約1,300ha)」のなかでも、避難路へつながる主要な生活道路(概ね幅員6m以上の道路)が不足する地域において、災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化に向け、地域住民によるまちづくり協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」と認定し、沿道建築物の建替えにあわせてセットバックと不燃化を誘導するため、建替等に要する費用の一部について補助を実施する | 建築物の建替等に要する費用の一部を補助する<br>補助対象者:主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物への建替え等を行う者<br>補助対象項目:設計費、除却費、耐火構造費、セットバック部分整備費<br>補助率:除却費(道路拡幅部分整備費)2/3以内、設計費、耐火構造費、セットバック部分整備費1/2以内(補助対象項目・敷地条件別に限度額あり)<br>補助限度額:100~200万円(間口補正1.0~2.0倍) | H21         | H27                          |
| 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助            | (株)岩橋 等                      | 165,651,000      | 161,946,000 | 175,571,000 | 民間老朽住宅の良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽住宅を除却し良質な住宅の建設を行う場合、それらに要する費用の一部について補助を実施する   | 民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する<br>補助対象者:民間老朽住宅の土地所有者等<br>補助対象項目:設計費、除却費、空地等整備費、共同施設整備費等で、建替の形態によって異なる(項目ごとに限度額あり)<br>補助率:1/2以内【優先地区では一部2/3以内】<br>補助限度額:一般・アクションエリアにおける単独建替の場合 1,000万円                                | H5          | H29                          |
| 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 狭あい道路拡幅促進整備補助                  | (株)福地興産 等                    | 9,408,000        | 7,510,000   | 5,452,000   | 幅員が4m未満の狭あい道路は、災害時や緊急時の消火・避難などの支障となるだけでなく、通風や採光といった住環境の面においても課題となっていることから、建替え等の際し、建築主等の協力を得て、建築基準法に基づく後退部分を道路として整備することを促進し、密集住宅市街地における防災性及び住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする                                | 狭あい道路に面した建物の建替え等の際後退部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助する<br>補助対象者:優先地区区内の幅員4m未満の道路拡幅の築造等を行う者<br>補助対象項目:アスファルト舗装費(最大道路中心まで)、側溝整備費、集水枘整備費等<br>補助率:2/3以内  | H20         | H27                          |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                               | 支出名称                                     | 支出先                          | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額       | 26年度支出額       | 交付目的  | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検査<br>年度 |
|-----------------------------------|--|------------------------------|------------------|---------------|---------------|---|--|------------|--------------------|
| 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 民間老朽住宅建替支<br>援事業狭あい道路沿<br>道老朽住宅除却費補<br>助 | (有)大発不動産 等                   | 21,625,000       | 22,975,000    | 14,250,000    | 地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道路<br>閉塞の危険性を低減させるため、「特に優先的な取り組<br>みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」内で狭あい道<br>路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等<br>が除却する場合、それに要する費用の一部について補<br>助を実施する  | 老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する<br>補助対象者:民間老朽住宅の土地所有者等<br>補助率:1/2以内<br>補助限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円  | H23        | H27                |
| 都市整備局<br>企画部<br>住環境整備課<br>生野南部事務所 | 密集住宅市街地重点<br>整備事業                        | (有)カケイ 等                     | 66,142,000       | 41,137,000    | 21,328,000    | 密集住宅市街地整備推進プロジェクトチームにおいて<br>策定した重点整備プログラムに基づき、新たな手法に<br>より整備を行うエリア、地域や住民と連携して整備に<br>取り組むエリア、先行的に事業を進めているエリアを<br>重点整備エリアとし、除却費補助や建替促進補助の要<br>件緩和等の支援施策の強化を実施することにより、除<br>却や建替えを効果的・効率的に促進し、延焼危険性や<br>避難困難性に関する安全性を確保する | (除却費補助)老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を<br>補助する<br>限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円<br>(防災空地活用型除却費補助)老朽木造住宅を除却し、そ<br>の跡地を5年以上、防災空地として活用する場合に要す<br>る費用の一部を補助する<br>○除却費<br>限度額:集合住宅200万円 戸建住宅100万円<br>○防災空地整備費<br>限度額:120万円<br>(建替建設費補助)民間老朽住宅の建替に要する費用の一<br>部を補助する<br>補助対象項目ごとに限度額あり<br>(狭あい拡幅補助)狭あい道路(幅員が4m未満の道路)に<br>面する敷地において、建替え等に際し、建築基準法に基<br>づく後退部分を道路として整備する費用の一部を補助す<br>る<br>補助対象項目ごとに限度額あり | H26        | H29                |
| 都市整備局<br>企画部<br>区画整理課             | 組合等土地区画整理<br>事業補助金                       | (独)都市再生機構                    | 1,650,000,000    | 50,000,000    | 0             | 土地区画整理事業を施行する組合等に対し、事業に要<br>する経費の一部について補助することにより、事業の<br>適正な執行と円滑な運用を図る  | 土地区画整理事業を施行する組合等に対し、事業に要す<br>る経費について補助金を交付する<br>補助金の額は、組合等区画整理事業実施要領第6第1項及<br>び第2項に規定する補助基本額を限度とする   | S52        | H29                |
| 建設局<br>道路部調整課                     | 地下街防災推進事業<br>補助金                         | 大阪地下街(株)                     | 6,480,000        | 6,480,000     | 0             | 地下街防災推進事業に要する経費の一部を本市が補助<br>することにより、都市における重要な歩行者ネット<br>ワークを形成している地下街の防災対策の推進を図る<br>ことで災害に強い都市の形成を図り、もって公共の福<br>祉に寄与することを目的とする   | 地下街管理会社が行う地下街防災推進計画の策定(安全<br>点検・調査、避難検討、計画作成)に要する経費の1/3を<br>補助する   | H27        | H29                |
| 建設局<br>公園緑化部<br>協働課               | 児童遊園整備費補助<br>金                           | 北村西児童遊園運営<br>委員会 等           | 3,788,000        | 1,362,148     | 5,380,200     | 既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新また<br>は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場<br>を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するこ<br>とを目的とする   | 児童遊園等を維持管理する団体等に対し、一年につき、<br>補助対象経費の2分の1以内かつ上限を児童遊園の面積<br>が150㎡以上で7万5千円、150㎡未満で3万7千5百円とし<br>て補助する。   | S48        | H29                |
| 建設局<br>公園緑化部<br>協働課               | 児童遊園活動費補助<br>金                           | 西九条第一町会ち<br>びっこ広場運営委員<br>会 等 | 2,120,000        | 1,165,470     | 1,263,607     | 児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主<br>的に組織された団体等に対して活動費を補助すること<br>で、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各<br>種の事故防止に資することを目的とする  | 児童遊園等の維持管理するための活動にかかる経費を補<br>助対象とし、2分の1以内かつ上限を2万円として補助<br>する   | S48        | H29                |
| 建設局<br>公園緑化部<br>協働課               | 保存樹、保存樹林等<br>補助金                         | 堀越神社 等                       | 1,000,000        | 998,000       | 886,000       | 保存樹・保存樹林等貴重な緑の保全、育成を図るため<br>に維持管理を行う者に対し、必要な経費の一部を助成<br>することにより、都市の自然的環境の保全、維持及び<br>景観の向上に寄与することを目的とする  | 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法<br>律および同施行令に基づき、大阪市が保存樹・保存樹林<br>として指定した樹木の保全を図るため、その維持管理を<br>行うものに対して、1年につき10万円を上限として、対<br>象経費の1/2以内の額を補助する  | H3         | H29                |
| 教育委員会事務局<br>総務部<br>施設整備課          | 学校運動場の芝生化<br>事業に対する補助金                   | 南小学校運動場芝生<br>化実行委員会 等        | 401,000          | 265,090       | 541,100       | 地域との交流、学校における緑化及び環境学習の促進<br>を図ることを目的として、地域の協働により学校運動<br>場の芝生の整備事業を行う者に対し、補助金を交付す<br>る   | 学校運動場の芝生化にかかる2年目以降の維持管理経費<br>の1/2(上限:毎年1㎡あたり100円、事業開始翌年度より<br>3ヵ年以内)を運動場の芝生化実行委員会等に交付する  | H17        | H27                |
| 教育委員会事務局<br>教育部<br>学校保健担当         | 児童生徒就学費補助<br>金(給食費補助)                    | 準要保護家庭の児童<br>生徒の保護者          | 1,286,730,000    | 1,215,918,099 | 1,166,001,342 | 教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、<br>経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し<br>て、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の<br>円滑な実施に資することを目的とする  | 就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程度に<br>困窮している者(準要保護者)に対して、学校給食費の支<br>給を行う<br>・小学校は実費相当額(中学校は実費の1/2)  | S34        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                                  | 支出名称  | 支出先                                      | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額       | 26年度支出額       | 交付目的  | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|--------------------------------------|---|--|------------------|---------------|---------------|---|--|------------|--------------------|
| 教育委員会事務局<br>教務部<br>学校保健担当            | 児童生徒就学費補助<br>金(医療費援助)                         | 要保護・準要保護家<br>庭の児童生徒の保護<br>者              | 35,475,000       | 21,175,078    | 27,625,646    | 教育基本法第4条3項、学校教育法第19条、学校保健安全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする                                 | 就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾病にかかる医療費の援助を行う   | S34        | H27                |
| 教育委員会事務局<br>生涯学習部<br>生涯学習担当          | 大阪国際平和セン<br>ター運営費補助金                          | (公財)大阪国際平和<br>センター                       | 42,044,000       | 39,149,938    | 171,279,807   | 大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施                      | 大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する   | H3         | H27                |
| 教育委員会事務局<br>生涯学習部<br>生涯学習担当          | キッズプラザ大阪運<br>営等補助金                            | (一財)大阪市教育振<br>興公社                        | 77,368,000       | 77,368,000    | 107,287,000   | (一財)大阪市教育振興公社が実施している「キッズプラザ大阪」の運営を補助し、本市児童文化の情報発信拠点として、子どもたちの健全育成を図る  | 本市施策に必要なキッズプラザ大阪を運営するために最低限必要となる管理運営にかかる経費について、1/2を上限として補助する   | H9         | H27                |
| 教育委員会事務局<br>生涯学習部<br>文化財保護担当         | 国指定文化財管理費<br>補助金                              | (宗)四天王寺 等                                | 579,000          | 579,000       | 579,000       | 文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする                                    | 国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費総事業費の1/4を補助する  | S55        | H27                |
| 教育委員会事務局<br>生涯学習部<br>文化財保護担当         | 市指定文化財保存修<br>理事業費補助金                          | (宗)心光寺 等                                 | 4,500,000        | 4,499,000     | 2,200,000     | 条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする   | 所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わないと文化財としての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2について補助金を交付する   | H12        | H27                |
| 教育委員会事務局<br>指導部<br>教育活動支援担当          | 全国中学校スポーツ<br>大会選手派遣補助金                        | 全国中学校スポーツ<br>大会に参加する本市<br>立中学校生徒の保護<br>者 | 10,779,000       | 4,895,655     | 2,145,844     | 全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保障することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする | 全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生に対する交通費および宿泊費の補助<br>なお、補助額については、交通費はJ R大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限<br>また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする<br>運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限) | 不明         | H27                |
| 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 市奨学費(奨学費補助<br>金)                              | 本市在住高校生およ<br>び高専生                        | 218,057,000      | 148,759,691   | 254,872,610   | 経済的理由のために高等学校または高等専門学校の修学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的とする   | 本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生活保護世帯を除く)を対象として、領収書等により使途確認の上、奨学費を支給をする<br>第一学年は105,000円以内、第二学年以上は72,000円以内、大阪府「奨学のための給付金」の支給額を差し引いた額を奨学費の支給上限額とする   | S24        | H27                |
| 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 児童生徒就学費補助<br>金(学用品費等補助)                       | 要保護・準要保護家<br>庭の児童生徒の保護<br>者              | 1,085,406,000    | 1,001,415,175 | 1,068,526,537 | 教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする  | 就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)  | S34        | H27                |
| 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 児童生徒就学費補助<br>金(中学校夜間学級学<br>用品費等補助)            | 本市在住中学校夜間<br>学級生徒、またはそ<br>の保護者           | 2,402,000        | 1,660,519     | 1,944,067     | 大阪府に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする   | 就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒またはその保護者に対して、学用品費等、校外活動費(泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行う  | S45        | H27                |
| 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当 | 児童生徒就学費補助<br>金(視覚・聴覚特別支<br>援学校高等部学用品<br>費等補助) | 視覚・聴覚特別支援<br>学校高等部専攻科生<br>徒の保護者          | 588,000          | 384,236       | 528,269       | 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費について、本市が一部を補助することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする                    | 「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分の第1段階及び第2段階に該当する者で、援助を希望する者に対して、学校徴収金会計基準に定める生徒費に相当する額の支給を行う   | S32        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管   | 支出名称   | 支出先  | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額     | 26年度支出額    | 交付目的   | 事業の概要  | 事 業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|---|--|--|------------------|-------------|------------|--|--|-------------|--------------------|
| 教育委員会事務局<br>学校経営管理<br>センター<br>事務管理担当<br>教務部<br>学校保健担当 | 児童生徒就学費補助<br>金(小・中学校特別支<br>援学級学用品費等補<br>助)                     | 大阪市立小・中学校<br>の特別支援学級に就<br>学する児童生徒の保<br>護者及び学校教育法<br>施行令第22条の3に<br>規定する障害の程度<br>に該当する児童生徒<br>の保護者 | 93,309,000       | 76,264,807  | 64,839,889 | 大阪市立小学校または中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする       | 小学校または中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1年生のみ)、交流学习交通費、職場実習交通費(中学校のみ)、医療費を支給する                                 | S46         | H27                |
| 北区役所<br>総務課   | 大阪市地域活性化事<br>業基金(ポトピア梅<br>田環境整備協力費)を<br>活用した北区まちづ<br>くり支援事業補助金 | 北区地域振興会連合<br>振興町会 等  | 127,247,000      | 112,427,988 | 0          | 北区における住民主体のまちづくりを支援するため、環境整備事業や地域のコミュニティづくり事業などを実施する地域団体に対して補助を実施することにより、北区における地域の活性化を図る                           | 北区地域振興会連合振興町会等が行う環境整備事業に対する経費を100%補助する   | H27         | H29                |
| 北区役所<br>地域課   | 地域活動協議会補助<br>金   | 滝川地域活動協議会<br>等   | 42,299,000       | 39,328,823  | 35,721,141 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25         | H29                |
| 北区役所<br>地域課   | 防犯カメラ設置補助<br>金   | 中津連合振興町会<br>等  | 1,760,000        | 1,297,000   | 218,000    | 地域への防犯カメラ設置経費の補助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る  | 対象者:地域の安全確保のため防犯カメラを設置する町会等<br>補助対象:防犯カメラの設置に要する費用<br>補助率:50% 上限額:1台110,000円   | H26         | H28                |
| 北区役所<br>地域課   | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理)                                 | 豊仁地域活動協議会<br>等   | 124,000          | 9,246       | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27         | H27                |
| 都島区役所<br>まちづくり推進課                                     | 地域活動協議会補助<br>金   | 桜宮地域活動協議会<br>等   | 22,113,000       | 20,659,874  | 20,392,150 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25         | H27                |
| 都島区役所<br>まちづくり推進課                                     | 子どもの安全見守り<br>防犯カメラ設置補助<br>事業                                   | ウエストストリート<br>京橋商店会 等   | 750,000          | 750,000     | 0          | 学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、子どもの犯罪被害の防止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、子どもの犯罪発生件数の減少を図る                                | 学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する防犯カメラの設置経費を補助<br>補助限度額:150千円<br>補助率:3/4   | H27         | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管               | 支出名称                           | 支出先                   | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的   | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------|------------|------------|--|--|------------|--------------------|
| 都島区役所<br>まちづくり推進課 | 自律的な地域運営を<br>支援するための活動<br>補助金  | 地域活動協議会               | 200,000          | 0          | 0          | おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する | (1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援<br>補助期間:はじめて申請を行った年度を含む2ヵ年(連続)<br>補助限度額:200千円<br>補助率:1/2<br>(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)<br>(2)地域活動協議会の法人格取得にかかる事業への補助<br>補助期間:形成後 1回限り<br>補助限度額:100千円<br>補助率:1/2                 | H25        | H27                |
| 福島区役所<br>企画総務課    | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(施工)       | 大開小学校校庭芝生化<br>実行委員会   | 1,590,000        | 1,395,000  | 3,195,396  | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する   | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する<br>補助対象経費:芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額:5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率:10/10  | H26        | H28                |
| 福島区役所<br>企画総務課    | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 海老江東小学校校庭<br>芝生化実行委員会 | 94,000           | 60,000     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する   | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27        | H29                |
| 福島区役所<br>市民協働課    | 地域活動協議会補助<br>金                 | 上福地域活動協議会<br>等        | 19,193,000       | 18,823,927 | 15,889,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人員費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 此花区役所<br>市民協働課    | 地域活動協議会補助<br>金                 | 西九条地域活動協議<br>会 等      | 13,888,000       | 12,798,528 | 13,800,520 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人員費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管            | 支出名称                           | 支出先                    | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的   | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|----------------|--------------------------------|------------------------|------------------|------------|------------|--|--|------------|--------------------|
| 此花区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(施工)       | 伝法小学校地域芝生<br>化実行委員会    | 5,289,000        | 5,289,300  | 6,879,600  | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、施工にかかる補助金を交付する                     | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経<br>費を補助する<br>補助対象経費：芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技<br>術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額：5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率：10/10  | H26        | H28                |
| 此花区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 西九条小学校地域芝<br>生化実行委員会 等 | 103,000          | 102,600    | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、維持管理にかかる補助金を交付する                   | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工<br>を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を<br>補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額：155円/㎡<br>補助率：1/2  | H27        | H29                |
| 此花区役所<br>保健福祉課 | 高齢者食事サービ<br>ス事業補助金             | 西九条高齢者食事<br>サービス委員会 等  | 3,253,000        | 3,250,547  | 0          | 此花区に居住するひとり暮らし高齢者やねたきり高齢<br>者を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の食<br>事を提供する事業を実施し、高齢者の健康の増進と孤<br>独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深める<br>ことにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進する<br>ことを目的とする | ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者に対して、配食ま<br>たは地域の集会所などで会食事業等を実施する高齢者食<br>事サービス委員会に対して食事費・会場費等の1/2を補<br>助する(補助上限:食事費1食180円、会場費127,560円、<br>検便費1人年1回500円)   | H27        | H29                |
| 中央区役所<br>市民協働課 | 地域活動協議会補助<br>金                 | 愛日地域活動協議会<br>等         | 57,557,000       | 57,024,133 | 55,794,628 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動<br>対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行<br>う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運<br>営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対す<br>る補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動<br>経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)へ<br>の補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の<br>交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交<br>付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 中央区役所<br>市民協働課 | 中央区「商い体験」<br>事業補助金             | 千日前道具屋筋商店<br>街振興組合     | 1,000,000        | 30,000     | 95,000     | 商店街の活性化と個性的で魅力的な商店街づくりを推<br>し進めるミナミ地区の商店会等によって観光集客とミ<br>ナミ地区の魅力を発信するために実施される「商い体<br>験」事業を支援し、ミナミ地区の観光発展・経済振興<br>に資する                                 | ミナミ地区の商店会を対象として、「商い体験」事業、<br>または、ミナミ地区の魅力を発信するために実施する事<br>業の経費(会場費、謝金、広告宣伝費等)のうち1/2の補<br>助率で上限500千円補助する  | H21        | H27                |
| 中央区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 中大江校下芝生化実<br>行委員会      | 31,000           | 20,000     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、維持管理にかかる補助金を交付する                   | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工<br>を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を<br>補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額：155円/㎡<br>補助率：1/2  | H27        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                | 支出名称                         | 支出先              | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|--------------------|------------------------------|------------------|------------------|------------|------------|---|--|------------|--------------------|
| 中央区役所<br>市民協働課     | 既存施設の魅力発信機能を利用したにぎわいづくり事業補助金 | 三休橋筋商業協同組合       | 1,350,000        | 1,350,000  | 1,170,000  | 既存施設の魅力発信機能を有効に活用した街並みの魅力を効果的に発信するため、既存施設の魅力発信機能を利用したにぎわいづくり事業を実施する地元団体に対して補助を行うことにより、地域主体のまちのにぎわいづくりを推進する<br>・補助対象者<br>既存施設の魅力発信機能を活用した街並みの魅力発信及びまちのにぎわいづくりを推進することを目的とし活動する組織<br>・補助対象事業<br>事業の企画、実施、広報等に要する経費 | 対象者:住民・企業等により構成された既存施設の魅力発信機能を活用し事業を推進する組織<br>補助対象の範囲:事業の企画、実施、広報に要する費用<br>補助率:1/2   | H26        | H27                |
| 西区役所<br>まち魅力創造課    | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)         | 日吉小学校芝生化実行委員会    | 2,083,000        | 2,082,900  | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する  | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する<br>補助対象経費:芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額:5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率:10/10  | H27        | H28                |
| 西区役所<br>市民協働課      | 地域活動協議会補助金                   | 西船場地域活動協議会等      | 22,268,000       | 22,268,000 | 22,268,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人員費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H29                |
| 港区役所<br>協働まちづくり支援課 | 地域活動協議会補助金                   | 港区波除地域活動協議会等     | 29,130,000       | 28,724,871 | 28,161,735 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人員費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H29                |
| 港区役所<br>協働まちづくり支援課 | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)         | 磯路小学校校庭等芝生化実行委員会 | 2,840,000        | 2,839,320  | 8,283,600  | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する  | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する<br>補助対象経費:芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額:5,680円/㎡、568万円まで<br>補助率:10/10  | H26        | H28                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                                  | 支出名称                           | 支出先                    | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的   | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|--------------------------------------|--------------------------------|------------------------|------------------|------------|------------|--|---|------------|--------------------|
| 港区役所<br>協働まちづくり<br>支援課               | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 築港小学校校庭等芝<br>生化実行委員会 等 | 233,000          | 67,576     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工<br>を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を<br>補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額：155円/㎡<br>補助率：1/2   | H27        | H29                |
| 大正区役所<br>総務課                         | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 南恩加島小学校地域<br>芝生化実行委員会  | 113,000          | 72,850     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工<br>を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を<br>補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額：155円/㎡<br>補助率：1/2   | H27        | H29                |
| 天王寺区役所<br>市民協働課                      | 地域活動協議会補助<br>金                 | 天王寺連合地域活動<br>協議会 等     | 16,652,000       | 15,587,989 | 15,872,126 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動<br>対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行<br>う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運<br>営経費の一部を補助する                                    | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対<br>する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動<br>経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人員費や物件費)へ<br>の補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の<br>交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交<br>付額の50%に相当する額)    | H25        | H27                |
| 天王寺区役所<br>市民協働課                      | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(施<br>工)   | 桃陽健康広場運営管<br>理委員会      | 3,180,000        | 3,180,000  | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、施工にかかる補助金を交付する   | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経<br>費を補助する<br>補助対象経費：芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技<br>術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額：5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率:10/10   | H27        | H28                |
| 浪速区役所<br>市民協働課                       | 地域活動協議会補助<br>金                 | 難波元町地域活動協<br>議会 等      | 20,242,000       | 19,988,910 | 18,604,500 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動<br>対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行<br>う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運<br>営経費の一部を補助する                                    | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対<br>する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>ただし無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)し<br>て活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人員費や物件費)へ<br>の補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の<br>交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交<br>付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 西淀川区役所<br>クリーンにして<br>グリーンなまちづ<br>くり課 | 子どもの安全見守り<br>防犯カメラ設置補助<br>金    | 竹島地域活動協議会<br>等         | 900,000          | 896,000    | 600,000    | 学校の周辺及び通学路・公園等の子ども集まる場所へ<br>の防犯カメラの設置のため、子どもの安全見守り事業<br>を実施する町会やPTA等に対して補助を行うことに<br>より、こどもの犯罪被害の防止を図る                              | 子どもの安全見守り事業を実施する町会やPTA等に対<br>して子どもの安全見守り事業に要する防犯カメラの設置<br>経費の3/4を補助する(補助上限:15万円)  | H26        | H28                |



問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管             | 支出名称                           | 支出先                    | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的   | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-----------------|--------------------------------|------------------------|------------------|------------|------------|--|--|------------|--------------------|
| 西淀川区役所<br>地域支援課 | 地域活動協議会補助<br>金                 | 大和田地域活動協議<br>会 等       | 31,760,000       | 31,760,000 | 36,173,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動<br>対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行<br>う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運<br>営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対<br>する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動<br>経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)へ<br>の補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の<br>交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交<br>付額の50%に相当する額) | H25        | H29                |
| 西淀川区役所<br>教育支援課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 大和田小学校校庭芝<br>生化実行委員会   | 31,000           | 66,185     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、維持管理にかかる補助金を交付する   | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工<br>を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を<br>補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバースード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27        | H29                |
| 西淀川区役所<br>保健福祉課 | 子ども達に寄り添う<br>つどいの家補助金          | (特非)西淀川子ども<br>センター     | 4,000,000        | 4,000,000  | 0          | ネグレクト状態にある児童に対して、夕方から夜間にか<br>けての居場所を提供し、学習支援、生活相談支援を行<br>うものに対して、これに要する経費の一部を補助し、も<br>って児童の健全育成と自立を促進することを目的とする  | 子ども達に寄り添うつどいの家事業を実施するNPO・<br>ボランティア団体等に対して、子ども達に寄り添うつど<br>いの家事業の実施に要する人件費及び物件費の経費等の<br>1/2を補助する(補助上限:2,000千円/箇所)   | H27        | H29                |
| 淀川区役所<br>政策企画課  | 福祉バス運行事業補<br>助金                | NPO法人、市民活<br>動団体等の任意団体 | 0                | 0          | 0          | 淀川区福祉バスの廃止に伴い、区内の交通空白地等に<br>おいてバス等運行事業を実施する任意団体等に対し<br>て、燃料費等の補助を行うことにより、高齢者や障が<br>い者等の公共交通手段の確保を図る  | 区内の交通空白地等においてバス等運行事業を実施する<br>任意団体に対して、事業に必要な燃料費(補助基準<br>額:359千円)を補助する  | H27        | H27                |
| 淀川区役所<br>市民協働課  | 青色防犯パトロール<br>活動補助金             | 淀川防犯協会 等               | 320,000          | 246,000    | 242,000    | 区域内における青色防犯パトロール活動を支援するた<br>め、青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して<br>補助を実施することにより、街頭犯罪を減少させ、安<br>全で安心して暮らせるまちづくりをめざす  | 青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して、活動<br>に要する巡回車の燃料費及び駐車場賃借料等の経費の<br>1/2を補助する(上限16万円/1団体)  | H24        | H29                |
| 淀川区役所<br>市民協働課  | 自律的な地域運営を<br>支援するための活動<br>補助金  | 新東三国地域活動協<br>議会 等      | 2,000,000        | 1,681,820  | 1,200,000  | おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団<br>体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである<br>地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上<br>に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保<br>しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動<br>を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により<br>発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易に<br>なるよう、社会的信用を高める取組みを支援する | (1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新<br>たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するた<br>めの初期支援<br>補助限度額:200千円<br>補助率:1/2(マッチングファンドの考え方を応用したイ<br>ンセンティブ制度を導入)<br>(2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援<br>補助回数:1回<br>補助限度額:100千円<br>補助率:1/2  | H24        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管            | 支出名称                           | 支出先                   | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的   | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|----------------|--------------------------------|-----------------------|------------------|------------|------------|--|--|------------|--------------------|
| 淀川区役所<br>市民協働課 | 地域活動協議会補助<br>金                 | 新東三国地域活動協<br>議会 等     | 38,485,000       | 38,482,000 | 38,283,225 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補充しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する  | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 淀川区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(施工)       | 三津屋地域芝生化実<br>行委員会 等   | 11,400,000       | 7,937,000  | 10,051,780 | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する   | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する<br>補助対象経費:芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額:5,300円/㎡、530万円まで<br>※施工面積1000㎡超の場合は、芝刈り機等購入経費の補助を加算(補助上限:800千円)<br>補助率:10/10   | H26        | H28                |
| 淀川区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 加島小学校校庭芝生<br>化実行委員会 等 | 298,000          | 39,090     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する   | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27        | H29                |
| 淀川区役所<br>市民協働課 | 駐車場安全見守り防<br>犯カメラ設置事業補<br>助金   | タイムズ24(株) 等           | 1,900,000        | 1,900,000  | 0          | 多発傾向にある車に関連する凶悪犯罪被害を安全に防止するため、街頭犯罪が集中する地域の防犯カメラ未設置駐車場において、防犯カメラを設置する駐車場管理者に対して設置経費を補助することにより、所轄警察署と連携した防犯カメラ設置促進及び防犯モデル駐車場登録を推奨し、「車上ねらい」発生件数によりその効果を測定するとともに、その減少により地域住民の安全確保を図る | 駐車場及び周辺の安全確保のため防犯カメラを設置する駐車場管理者に対して、防犯カメラ設置に必要な防犯カメラ本体及び設置工事(施工、材料及び消耗品等)にかかる経費(補助基準額:200千円/基)の1/2を補助する(上限:2,000千円/事業者)  | H27        | H29                |
| 淀川区役所<br>市民協働課 | 地域課題解決に向け<br>た区民提案型活動補<br>助金   | (特非)淀川助け合い<br>等       | 750,000          | 467,787    | 0          | 複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、NPO法人等と地域活動協議会や企業等が連携・協働する仕組みを構築することにより、住民視点での地域特性に応じた活動を支援するため、淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する法人等団体に対して、事業に要する経費を補助することにより、地域活動の一層の活性化を図る                           | 淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する任意団体に対して、事業に要する講師謝礼・会場使用料等の事務経費(補助基準額:50万円)の1/2を補助する   | H27        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管                                | 支出名称                           | 支出先   | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要  | 事 業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|------------------------------------|--------------------------------|---|------------------|------------|------------|---|--|-------------|--------------------|
| 東淀川区役所<br>保健福祉課<br>(地域協働まちづ<br>くり) | 地域活動協議会補助<br>金                 | 東井高野地域活動協<br>議会 等                           | 64,928,000       | 57,750,972 | 57,508,263 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動<br>対象とならない活動分野を補充しながら地域経営を行<br>う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運<br>営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対す<br>る補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動<br>経費に加算する(ただし、防犯にかかる啓発事業につい<br>ては、補助対象物件費の額を上限に、無報酬の労力を1<br>時間当たり500円/人として算出した額を加算する)<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)へ<br>の補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の<br>交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交<br>付額の50%に相当する額) | H25         | H27                |
| 東淀川区役所<br>保健福祉課<br>(地域協働まちづ<br>くり) | ライフステーション<br>事業補助金             | (宗)在日本南プレス<br>ビテリアンミッシ<br>ョン淀川キリスト教病<br>院 等 | 14,340,000       | 12,774,000 | 0          | 社会福祉法人・医療法人等の法人などが、専門的知識<br>や技術、所有する施設等を地域に提供し、日常的な生<br>活相談から福祉専門相談、見守りキーホルダー事業や<br>その他見守り活動事業を実施することにより、高齢者<br>や障がい者などの要援護者(以下「要援護者」という)<br>がいつまでも地域で安心して生活できる仕組みづくり<br>を構築することを目的とする  | 要援護者が地域でいつまでも安心して生活できる仕組<br>みを構築するための事業の実施に要する経費(人件費及び<br>物件費等)を補助する<br>補助対象:社会福祉法人・医療法人等の法人等<br>補助率:3/4(補助上限:8,340,600円/1ブロック)  | H27         | H29                |
| 東淀川区役所<br>保健福祉課<br>(地域協働まちづ<br>くり) | ふれあい交流事業補<br>助金                | 地域の芝生化実行委<br>員会 等                           | 155,000          | 0          | 0          | 既に小学校運動場の芝生化事業補助金制度を利用して<br>芝生化を行った場所において、地域の力を取り込み、<br>芝生の維持管理活動を行うことで、地域住民同士の交<br>流、地域のきずなを深め、地域の憩いの場や自慢の場<br>所のひとつとなるなど、コミュニティの活性化を図る<br>ことを目的に事業を行っている団体に対し、芝生の維<br>持管理にかかる経費の補助を行う | 既に小学校運動場の芝生化事業補助金制度を利用して芝<br>生化を行った場所において、芝生の維持管理を行ってい<br>る地域の芝生化実行委員会等に対して、芝生の維持管理<br>にかかる経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27         | H29                |
| 東淀川区役所<br>保健福祉課(子育<br>て・教育行政企画)    | 一時預かり事業補助<br>金                 | (特非)女性と子育て<br>支援グループ・p o<br>k k a p o k a   | 3,124,000        | 2,339,250  | 3,408,275  | 認可外保育施設において時間単位の一時的預かり事業を<br>実施する事業者に対し補助金を交付し、利用者の負担を軽<br>減しながら保護者の傷病等による緊急・一時的に保育<br>が必要な場合や、保護者の育児に伴う心理的・肉体的<br>負担の軽減や就学前児童の成長、発達等、子育て支援<br>を実施することを目的とする                            | 児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とな<br>らない就学前児童で、保護者の就労・傷病等により保育を<br>必要とする児童を対象とし、認可外保育施設が実施する<br>保育サービスの提供に必要な人件費等に対して、利用児<br>童数に応じた額を補助する(上限2,050千円など)   | H25         | H27                |
| 東淀川区役所<br>保健福祉課(子育<br>て・教育行政企画)    | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(施<br>工)   | 豊里地域芝生化実行<br>委員会                            | 3,710,000        | 3,672,000  | 10,137,122 | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、施工にかかる補助金を交付する  | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経<br>費を補助する<br>補助対象経費:芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技<br>術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額:5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率:10/10  | H26         | H28                |
| 東淀川区役所<br>保健福祉課(子育<br>て・教育行政企画)    | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 菅原地域芝生化実行<br>委員会 等                          | 313,000          | 174,530    | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、維持管理にかかる補助金を交付する  | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工<br>を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を<br>補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27         | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管            | 支出名称                              | 支出先                  | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|----------------|-----------------------------------|----------------------|------------------|------------|------------|---|--|------------|--------------------|
| 東成区役所<br>市民協働課 | 自律的な地域運営を<br>支援するための活動<br>補助金     | 神路地域活動協議会            | 1,000,000        | 200,000    | 1,010,402  | おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する | (1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援<br>補助限度額:200千円<br>補助率:1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)<br>(2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援<br>補助回数:1回<br>補助限度額:100千円<br>補助率:1/2  | H24        | H27                |
| 東成区役所<br>市民協働課 | 地域活動協議会補助<br>金                    | 東小橋地域活動協議<br>会 等     | 17,500,000       | 17,404,096 | 16,531,504 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 東成区役所<br>市民協働課 | ふれ愛バンジーまち<br>づくり活動支援事業<br>補助金     | 今里フォークジャン<br>ポリー 等   | 386,000          | 199,084    | 0          | 地域社会の課題に取り組む市民活動団体等の公益的な市民活動に対して補助を行うことにより、自律的・継続的な活動となるよう支援する  | 市民協働ステーションであるふれ愛バンジーを活用し、市民活動団体等が地域社会の課題解決に取り組む公益的な事業のうち、第三者委員会が選定した事業に対して補助対象経費(消耗品費、会議費等)の50%を上限に補助を行う   | H27        | H29                |
| 東成区役所<br>保健福祉課 | 地域に根差した医<br>療・福祉・介護の連<br>携推進事業補助金 | (特非)国際医療支援<br>機構 等   | 1,240,000        | 903,011    | 0          | だれもが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、区民の在宅医療・在宅療養を支える身近な地域での区民の交流、地域の見守り、多職種連携等の拠点のためのハード整備事業、または、新たな啓発事業などに対し、補助金を交付する   | 東成区内において空き室等をリノベーションにより用途や機能を変更して在宅医療や在宅療養を支える施設を整備するための「拠点整備事業」や在宅医療や在宅療養に関する啓発を行う「場づくり」事業を実施する事業者等に対して事業に要する経費の1/2を補助する  | H27        | H27                |
| 東成区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(施<br>工)      | 深江小学校運動場芝<br>生管理委員会  | 5,300,000        | 5,254,200  | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する  | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する<br>補助対象経費:芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額:5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率:10/10  | H27        | H28                |
| 生野区役所<br>市民協働課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理)    | 東桃谷小学校校庭芝<br>生化実行委員会 | 159,000          | 30,240     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する  | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバースeed作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2   | H27        | H29                |
| 生野区役所<br>市民協働課 | 青色防犯パトロール<br>活動補助金                | 生野防犯協会 等             | 320,000          | 320,000    | 308,851    | 地域の自主防犯活動として青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る  | 青色防犯パトロール活動の実施にかかる経費(ガソリン代等)の一部補助<br>補助対象者:生野区において青色防犯パトロール活動を実施する団体等<br>補助率:1/2以内   | H24        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管            | 支出名称                   | 支出先               | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|----------------|------------------------|-------------------|------------------|------------|------------|---|--|------------|--------------------|
| 生野区役所<br>市民協働課 | 地域活動協議会補助金             | 北鶴橋まちづくり協議会 等     | 31,959,000       | 31,668,422 | 31,982,631 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H29                |
| 生野区役所<br>市民協働課 | 地域安全防犯カメラ設置補助金         | 中川地域まちづくり協議会 等    | 2,850,000        | 2,822,000  | 496,000    | 街頭犯罪多発地域における犯罪を抑止するため、町会等に対して防犯カメラの設置にかかる経費を補助することにより、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る   | 街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する町会等に対して、その設置に要する経費を補助する<br>補助率:設置経費の3/4以内(補助上限150千円)  | H26        | H29                |
| 生野区役所<br>保健福祉課 | 高齢者食事サービス事業補助金         | 北鶴橋高齢者食事サービス委員会 等 | 7,212,000        | 7,024,857  | 0          | 高齢者の健康増進と地域社会との交流を促進するため、地域において食事サービスを実施する事業者等に対して補助を行う   | 食事サービスを実施する事業者等に対して、食材費・弁当代等の経費を補助する<br>補助率:対象経費の1/2以内   | H27        | H29                |
| 旭区役所<br>総務課    | バス運行事業補助金              | 北港観光バス(株)         | 9,000,000        | 9,000,000  | 9,000,000  | 区内において、交通が不便となる地域の交通アクセスをカバーするとともに、現状のバスの利用者の大半を占める高齢者が利用しやすい車両を使用した乗合バスの運行を行う事業者の参入意欲を促進するため、区内において乗合バスの運行を実施する事業者に対して補助金を交付する | 区内において乗合バスの運行を実施する事業者に対して、最低限必要な路線運行の実施に要する、運転手にかかる人件費及び路線運行に必要な燃料費等の1/2を補助する<br>(補助上限:9,000千円)  | H26        | H27                |
| 旭区役所<br>市民協働課  | 地域活動協議会補助金             | 清水校下地域活動協議会 等     | 15,197,000       | 15,197,000 | 15,197,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 旭区役所<br>市民協働課  | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)   | 旭陽中学校芝生化実行委員会     | 3,180,000        | 3,120,000  | 2,116,800  | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する                | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する<br>補助対象経費:芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額:5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率:10/10  | H26        | H28                |
| 旭区役所<br>市民協働課  | 校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理) | 高殿小学校芝生化実行委員会     | 62,000           | 20,750     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する              | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管              | 支出名称                           | 支出先                  | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|------------------|--------------------------------|----------------------|------------------|------------|------------|---|---|------------|--------------------|
| 城東区役所<br>市民協働課   | 地域活動協議会補助<br>金                 | 諏訪地域活動協議会<br>等       | 38,507,000       | 38,069,856 | 37,867,697 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)  | H25        | H29                |
| 城東区役所<br>市民協働課   | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 放出小学校芝生化実<br>行委員会    | 53,000           | 1,620      | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する                        | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2   | H27        | H29                |
| 城東区役所<br>保健福祉課   | 高齢者食事サー<br>ビス事業補助金             | 諏訪高齢者食事サー<br>ビス委員会 等 | 5,986,000        | 5,268,401  | 0          | 区内に居住するひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等を対象に食事サービスを行う地域高齢者食事サービス委員会に対して補助金を交付し、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る   | 高齢者食事サービス事業を実施する委員会に対して、実施に要する活動費、運営費の1/2を補助する  | H27        | H29                |
| 城東区役所<br>保健福祉課   | 一時保育事業補助金                      | (社福)大阪福祉事業<br>財団     | 2,434,000        | 2,003,800  | 0          | 就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供する法人に補助金を交付し、乳幼児の福祉の増進を図る | 一時保育事業を実施する法人に対して、必要な担当保育士の人件費等を延べ利用児童数から補助基準額により算出のうえ、その金額を補助金として交付する  | H27        | H29                |
| 鶴見区役所<br>地域活動支援課 | 地域活動協議会補助<br>金                 | (特非)緑・ふれあいの<br>家 等   | 30,994,000       | 30,993,750 | 30,994,500 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する(ただし、子ども・青少年、健康、文化・スポーツ、その他の分野については加算しない)<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H29                |
| 鶴見区役所<br>地域活動支援課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 茨田地域芝生化実<br>行委員会     | 65,000           | 64,170     | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する                        | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2   | H27        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管             | 支出名称                           | 支出先                    | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的   | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-----------------|--------------------------------|------------------------|------------------|------------|------------|--|--|------------|--------------------|
| 阿倍野区役所<br>企画調整課 | 地域活動協議会補助<br>金                 | 高松地域活動協議会<br>等         | 20,736,000       | 20,101,091 | 17,141,098 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 阿倍野区役所<br>保健福祉課 | 高齢者食事サービス<br>事業補助金             | 高松地区高齢者食事<br>サービス委員会 等 | 3,625,000        | 3,443,397  | 0          | 阿倍野区に居住するひとり暮らし・ねたきり高齢者等に対して、地域施設で会食等の食事サービスを実施する事業者に対して補助を行うことにより、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る      | 食事サービス事業を実施する事業者に対して、食事サービス事業の実施に要する食材費などの食事にかかる経費と、活動に必要な消耗品費・使用料等の運営にかかる経費の総額の1/2を上限に補助する  | H27        | H28                |
| 住之江区役所<br>政策推進室 | 地域活動協議会補助<br>金                 | 安立連合地域活動協<br>議会 等      | 40,007,000       | 40,007,000 | 37,197,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                                | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 住之江区役所<br>政策推進室 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 平林小学校芝生化実<br>行委員会      | 155,000          | 155,000    | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27        | H29                |
| 住吉区役所<br>教育文化課  | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | おりおの地活協芝生<br>部会        | 186,000          | 163,239    | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する<br>補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等<br>補助上限額:155円/㎡<br>補助率:1/2  | H27        | H29                |
| 住吉区役所<br>教育文化課  | すみよしの魅力PR<br>補助金               | すみよし博覧会実行<br>委員会 等     | 1,287,000        | 1,203,298  | 0          | 地域住民等が住吉区の歴史・文化・自然資源を活用し、住吉の魅力を発信する文化的事業を実施する活動を通じて、まちの活性化を図ることを目的にした文化事業を行った地域団体等に対し、イベント運営等事業にかかる補助金を交付する        | 区の「すみよしの魅力PR補助金」を活用して住吉区の魅力を発信する事業イベントを開催した実行委員会等に、イベント運営にかかる経費を補助する<br>補助内容:出演者等謝礼、パンフレットポスター等の印刷製本費、イベントにかかる保険料、会場使用料、会場設営等にかかる委託料等の1/2に相当する額について、100万円を上限として補助<br>補助率:1/2   | H27        | H29                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管               | 支出名称                     | 支出先                   | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的   | 事業の概要   | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-------------------|--------------------------|-----------------------|------------------|------------|------------|--|---|------------|--------------------|
| 住吉区役所<br>地域課      | 地域活動協議会補助<br>金           | 墨江地域活動協議会<br>等        | 40,284,000       | 40,284,000 | 40,284,000 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                              | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H29                |
| 東住吉区役所<br>区民企画課   | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(施工) | やたなか小中一貫校<br>芝生化実行委員会 | 1,956,000        | 1,955,140  | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する<br>補助対象経費:芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額:5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率:10/10   | H27        | H28                |
| 東住吉区役所<br>区民企画課   | 地域活動協議会補助<br>金           | 育和地域活動協議会<br>等        | 33,800,000       | 33,729,286 | 34,018,053 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                              | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H29                |
| 東住吉区役所<br>保健福祉課   | コミュニティケア活<br>動補助金        | (学)城南学園 等             | 2,034,000        | 1,620,540  | 7,260,963  | 区民等の自主的な地域福祉活動を側面支援するため、福祉のまちづくり実現のための事業を実施する区民が構成する地域福祉活動を行う団体等に対して補助を行うことにより、「市民による自律的な地域運営」の実現を図る             | 福祉のまちづくり実現のための事業を実施する区民が構成する地域福祉活動を行う団体等に対して、福祉のまちづくり実現のための事業の実施に要する報酬経費及び消耗品購入経費等の1/2を補助する(補助上限:500千円)   | H25        | H29                |
| 東住吉区役所<br>保健福祉課   | 高齢者食事サービ<br>ス事業補助金       | 育和高齢者食事サー<br>ビス委員会 等  | 4,545,000        | 4,515,052  | 0          | 高齢者の健康保持やいきがづくりや地域の福祉コミュニティの醸成のため、地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して補助を行うことにより、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る                         | 地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して、地域施設での会食等の提供の実施に要する食材料費及び報償費等の1/2を補助する(食材料費・弁当代経費については補助基準額:250円、ボランティア検便経費については補助基準額:205円、活動に必要な経費については補助基準額:12,000円～89,000円)   | H27        | H29                |
| 平野区役所<br>まちづくり協働課 | 地域活動協議会補助<br>金           | 新平野西地域活動協<br>議会 等     | 51,361,000       | 50,343,104 | 49,390,063 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する                              | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |



問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管               | 支出名称                           | 支出先                       | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額    | 26年度支出額    | 交付目的  | 事業の概要  | 事業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検証<br>年度 |
|-------------------|--------------------------------|---------------------------|------------------|------------|------------|---|--|------------|--------------------|
| 平野区役所<br>まちづくり協働課 | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 喜連北小学校地域<br>芝生化実行委員会<br>等 | 284,000          | 220,697    | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、維持管理にかかる補助金を交付する                                | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工<br>を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を<br>補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額：155円/㎡<br>補助率：1/2  | H27        | H29                |
| 西成区役所<br>総務課      | 簡易宿所設備改善助<br>成金                | (有)東洋銀座 等                 | 10,850,000       | 10,807,000 | 0          | ビジネス・観光客受入のために設備の改善等を行う区<br>内の簡易宿所事業者に対して、助成金を交付すること<br>により、観光客受入施設の増加を促し、地域の活性化<br>を図るとともに、大阪全体の観光客受入体制の整備に<br>つなげる  | ビジネス客・観光客受入のために設備の改善等を行う区<br>内の簡易宿所事業者に対して、シャワールーム・トイ<br>レ・IT環境(Wi-Fi環境)・客室整備(畳のフローリング<br>化等)・看板(英語表記)の整備に要する工事費の1/2の<br>額を助成する(補助上限:200万円)  | H27        | H29                |
| 西成区役所<br>市民協働課    | 地域活動協議会補助<br>金                 | 橘地域活動協議会<br>等             | 50,087,000       | 49,929,115 | 49,647,641 | 校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動<br>対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行<br>う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運<br>営経費の一部を補助する   | (1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対<br>する補助<br>(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる)<br>補助率:活動経費の50%<br>無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動<br>経費に加算する<br>(2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)へ<br>の補助<br>補助限度額:(1)の額の25%の額<br>ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の<br>交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交<br>付額の50%に相当する額) | H25        | H27                |
| 西成区役所<br>市民協働課    | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(施<br>工)   | 千本地域芝生化実行<br>委員会          | 5,300,000        | 5,297,400  | 8,492,472  | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、施工にかかる補助金を交付する                                  | 芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経<br>費を補助する<br>補助対象経費：芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技<br>術指導費・資機材購入費等<br>補助上限額：5,300円/㎡、530万円まで<br>補助率:10/10  | H26        | H28                |
| 西成区役所<br>市民協働課    | 校庭等の芝生化事業<br>に対する補助金(維持<br>管理) | 津守小学校校庭芝生<br>化実行委員会 等     | 310,000          | 157,742    | 0          | 地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊<br>べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケー<br>ションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すこと<br>を目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対<br>し、維持管理にかかる補助金を交付する                                | 区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工<br>を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を<br>補助する<br>補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材<br>料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー<br>ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗<br>品等<br>補助上限額：155円/㎡<br>補助率：1/2  | H27        | H29                |
| 西成区役所<br>保健福祉課    | 簡易宿所等防犯カメ<br>ラ設置補助金            | (株)AREX 等                 | 1,500,000        | 1,139,000  | 0          | 区内において、治安の向上を求められているエリアの<br>課題に対応するため、簡易宿所等の経営者で防犯カメ<br>ラの新設を希望する者に対して、本体購入費等の補助<br>を実施することにより、犯罪発生率の低下を目指す   | 簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望する者<br>に対して、防犯カメラ設置事業の実施に要する本体購入<br>費・取付工事費等の1/2を補助する(補助上限:10万円)  | H27        | H28                |
| 西成区役所<br>保健福祉課    | 高齢者・障がい者買<br>い物支援事業補助金         | ふれあいマルシェ                  | 1,217,000        | 1,217,000  | 0          | 徒歩圏内に生活必需品を買うことができる店舗が激減<br>し、公共交通機関の利便性も悪いことから、高齢者等<br>が孤立化している地域において、移動販売による買い<br>物支援を通じて高齢者等の見守り活動を行う者に対<br>して、補助を実施することにより、高齢者等が住み慣<br>れた地域で安心して生活できることを目的とする | 買い物支援を通じて高齢者・障がい者の見守り活動を行<br>う者に対して、買い物支援事業を5年以上実施すること<br>を条件とし、同事業の実施に要する移動販売車の購入・<br>改造経費の1/2を補助する(補助上限:270万円)   | H27        | H27                |

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

| 所 管 | 支出名称      | 支出先 | 27年度予算<br>(予算現計) | 27年度支出額        | 26年度支出額 | 交付目的 | 事業の概要 | 事 業<br>開始年度 | 終期又は<br>次回検査<br>年 度 |
|-----|-----------|-----|------------------|----------------|---------|------|-------|-------------|---------------------|
|     | 一般会計合計    |     | 28,861,535,000   | 23,746,353,079 |         |      |       |             |                     |
|     | 政令等特別会計合計 |     | 0                | 0              |         |      |       |             |                     |
|     | 合計        |     | 28,861,535,000   | 23,746,353,079 |         |      |       |             |                     |